

過疎地域自立促進計画
(平成22年度～平成27年度)

鹿児島県 垂水市

目 次

1 基本的な事項	【1】
(1) 垂水市の概況	(1)
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	(1)
イ 過疎の状況	(1)
(ア) 人口等の動向	(1)
(イ) これまでの過疎対策	(1)
(ウ) 課題	(8)
ウ 発展の方向	(9)
(2) 人口及び産業の推移と動向	(9)
(3) 行財政の状況	(13)
(4) 地域の自立促進の基本方針	(16)
(5) 計画期間	(19)
2 産業の振興	【19】
(1) ～ (3) 農林水産業の振興	(19)
(4) 地場産業の振興	(24)
(5) 企業の誘致対策	(25)
(6) 起業の促進	(26)
(7) 商業の振興	(26)
(8) 観光又はレクリエーション	(27)
(9) 過疎地域自立促進特別事業	(29)
(10) その他(港湾整備)	(30)
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	【32】
(1) 道路網の整備	(32)
(2) 通信、情報網の整備	(34)
(3) 地域間交流	(35)
(4) 過疎地域自立促進特別事業	(36)
4 生活環境の整備	【39】
(1) 水道施設	(39)
(2) 下水処理施設	(40)
(3) 廃棄物処理施設	(40)
(4) 消防救急施設の整備	(41)
(5) 公営住宅	(43)
(6) 過疎地域自立促進特別事業	(43)
(7) その他	(43)

5	高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進	【47】
(1)	福祉	(47)
(2)	過疎地域自立促進特別事業	(49)
6	医療の確保	【50】
(1)	医療・予防施設の整備	(50)
(2)	医療体制の整備	(51)
(3)	過疎地域自立促進特別事業	(51)
7	教育の振興	【52】
(1)	学校教育施設	(52)
(2)	社会教育の推進	(53)
(3)	スポーツ・レクリエーション活動の推進	(54)
8	地域文化の振興等	【56】
(1)	地域文化	(56)
(2)	過疎地域自立促進特別事業	(57)
9	集落の整備	【57】
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	【58】

1 基本的な事項

(1) 垂水市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、大隅半島の西北部、鹿児島湾に面するほぼ中央に位置し、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上・陸上交通の要衝都市としての役割を果たしながら発展してきた。面積は162.03 km²、海岸線は約37 kmにおよんでいる。

慶長4（1599）年、垂水島津家の祖・以久が垂水の領主となり城下町を形成、以後明治維新に至るまで260余年、垂水を居城に大崎・高山・大始良・鹿屋・串良・宮崎の縄瀬などにおよぶ地域を治めた。

明治2年の版籍奉還に伴い垂水・牛根・新城・恒吉・市成・百引・花岡・桜島を管轄区域として地頭所が置かれ、その後明治20年まで郡役所が置かれるなどして政治・経済の中心として発展した。明治22年の市町村制により垂水村となり、大正13年には町制を施行、昭和30年牛根村・新城村と合併、昭和33年10月1日に市制を施行し今日に至っている。

本市の地勢は、東部の高隈山を中心とする山岳地域、その麓から海岸線にまで広がるシラス台地及び海岸線や諸河川の流域の沖積平野の3つに区分できる。

大隅半島の尾根と言われる高隈連山は、うっそうと生い茂る原生林を残し日本の自然百選の一つにも選ばれ、その麓に広がる高峠高原・猿ヶ城溪谷は自然に恵まれた絶好のハイキングコースとなっている。

産業としては、温暖な気候を活かした農林業、静穏な錦江湾を活用した養殖漁業を中心とする水産業が主な産業であり、第1次産業の割合が高い。

また、豊富に湧出する温泉は古くから保養地として多くの人に親しまれ、最近では「飲む温泉水」として製品化、全国展開し、地場産業として発展している。

平成17年4月には、温浴施設や農水産物販売・加工施設を備えた「道の駅たるみず」が、牛根地区の国道220号線沿いにオープンした。また、平成22年4月には、オールシーズン対応型のコテージや活性化施設を完備した「猿ヶ城溪谷 森の駅たるみず」も猿ヶ城溪谷にオープンし、利用者の好評を得ている。

イ 過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本市の過疎化は、昭和30年代後半の高度経済成長期に全国的に起きた地方から大都市への急激な人口流出と時を同じくして進行していった。

人口は、昭和30年3町村合併当時の38,856人を最高に、昭和33年の市制施行時には34,789人であったが、昭和35年から平成17年までの45年間には実に13,793人、42.2%も減少した。このため、定住促進条例を平成8年に、空き家バンク制度を平成17年に制定するなど、人口減少に歯止めをかけるための政策を積極的に取り組んできたが、以後も毎年減少を続け、平成22年6月1日現在では17,281人となっている。

(イ) これまでの過疎対策

a 過疎地域対策緊急措置法（昭和45年）による振興計画

（前・後期 昭和45年度～昭和54年度）の基本方針

- (a) 教育文化施設の整備充実
- (b) 生活環境施設の整備充実

- (c) 道路網の整備
 - (d) 農業生産基地、漁業基地としての基盤整備及び経営近代化施設整備
事業実績は別表（P 3・4）のとおりである。
- b 過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年）による振興計画
（前・後期 昭和 55 年度～平成元年度）の基本方針
- (a) 魅力ある都市の形成
 - (b) 住みよいくらしの場の形成
 - (c) 健康で幸せなくらしの場の形成
 - (d) 豊かな人間形成の場の形成
 - (e) 発展するまちの形成
- 事業実績は別表（P 4・5）のとおりである。
- c 過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年）による振興計画
（前・後期 平成 2 年度～平成 11 年度）の基本方針
- (a) 海域資源活用計画
 - (b) 沿岸ゾーン活用計画
 - (c) 緑地保全・育成計画
 - (d) 都市基盤整備計画
 - (e) 産業活性化計画
 - (f) コミュニティ活性化計画
 - (g) 文化のまちづくり計画
 - (h) 温泉リゾートタウン計画
- 事業実績は別表（P 5・6）のとおりである。
- d 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年）による振興計画
（前・後期 平成 12 年度～平成 21 年度）の基本方針
- (a) 市民生活
 - 生活環境
 - ・安全の確保
 - ・生活道路の改善
 - ・環境の美化
 - ・良好な住宅や宅地の供給
 - 健康・福祉
 - ・健康の保持、増進
 - ・ゆとりある子育ての支援
 - ・高齢者施策の推進
 - ・障害者の自立支援
 - 教育
 - ・学校教育の充実
 - ・社会教育の推進
 - ・文化活動の推進
 - ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - (b) 産業活動
 - 農林水産業
 - ・農林業の新たな展開
 - ・水産業の新たな展開
 - 商工業と観光
 - ・商工業の振興
 - ・魅力ある観光地づくり
 - ・新たな産業の育成

(c) 社会基盤

○社会基盤の整備

- ・市街地の計画的な整備
- ・骨格交通網の形成
- ・上・下水道等の整備
- ・地域情報化の推進
- ・集落環境の整備
- ・秩序ある土地の利用

事業実績は別表（P 7・8）のとおりである。

◇ 過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年度～昭和 54 年度）

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (45～49)	後期計画 (50～54)
1 交通通信体系の整備	市町村道	1,026,973	309,007	717,966
	農道	151,686	80,721	70,965
	林道	94,930	11,040	83,890
	その他	241,588	20,580	221,008
	小 計	1,515,177	421,348	1,093,829
2 教育文化施設の整備	学校教育関連施設	861,339	502,307	359,032
	社会教育施設	1,038,670	156,054	882,616
	小 計	1,900,009	658,361	1,241,648
3 生活環境施設等厚生 施設の整備と医療の 確保	福祉施設	14,602	14,602	—
	生活環境施設	895,302	38,417	856,885
	消防施設	145,159	31,233	113,926
	公営住宅	456,933	112,598	344,335
	その他	359,598	70,675	288,923
小 計	1,871,594	267,525	1,604,069	
4 農林水産業その他産 業の振興	基盤整備	314,014	62,559	251,455
	漁港施設	329,040	40,025	289,015
	経営近代化施設	213,854	61,866	151,988
	商工観光関係	115,413	37,777	77,636
	その他	157,705	—	157,705
小 計	1,130,026	202,227	927,799	
総 計		6,416,806	1,549,461	4,867,345
う ち 過 疎 債		873,500	252,600	620,900

（昭和 45 年度～54 年度の事業内容）

昭和 45 年立法の過疎地域対策緊急措置法に基づき策定された本市振興計画（前・後期 45～54 年度）の 10 年間の事業費総額は 64 億 1,680 万 6 千円であった。

これを区分ごとにみると、交通通信体系の整備事業費は 15 億 1,517 万 7 千円で、全事業費の 23.6%を占めており、主な事業としては、市道の新設 37,411m、市道改良 69,442m、農道新設 6,220m、林道新設 3,393m等がある。

教育文化施設の整備事業費は 19 億 9 千円で全体比 29.6%となっている。主な事業は、危険校舎の改築、屋内運動場の整備、学校統合による校舎増築や教職員住宅、学校プール等の整備、また社会教育施設としての市民館の増改築、地区公民館及びコミュニティセンターの建設、中央運動公園の整備に伴う陸上競技場、野球場の建設等がある。

生活環境施設等厚生施設の整備と医療の確保の事業費は 18 億 7,159 万 4 千円で全体比 29.2%を占め、老人憩いの家、ごみ処理場、公営住宅、火葬場、と畜場、し尿処理場、消防署牛根分遣所、消防自動車及び消防車庫などの整備が主な事業である。

農林水産業その他の振興は、事業費 11 億 3,002 万 6 千円で全体比 17.6%を占めている。主な事業としては、施設野菜合理化推進モデル事業のガラスハウス温室 10 棟の建設や、公設地方卸売市場の建設があり、その他に特殊農地保全整備事業、かんがい排水事業、シラス対策事業の受益者負担軽減措置としての補助金や果樹・野菜などに対する経営近代化施設並びに漁港等の整備がある。

45 年度から 54 年度までの 10 年間の主な事業は以上であるが、これら事業費に充当された過疎債は 8 億 7,350 万円の多額にのぼり、主に市道、コミュニティセンター、地区公民館等の集会施設の整備、改善等に使われ、この間生活環境施設は一段と充実された。

◇ 過疎地域対策緊急措置法（昭和 55 年度～平成元年度）

(単位：千円)

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (55～59)	後期計画 (60～1)
1 交通通信体系の整備	市町村道	2,403,527	944,158	1,459,369
	農道	531,467	198,472	332,995
	林道	179,820	179,820	—
	その他	903,251	392,544	510,707
	小 計	4,018,065	1,714,994	2,303,071
2 教育文化施設の整備	学校教育関連施設	790,925	555,800	235,125
	社会教育施設	1,973,871	1,763,392	210,479
	小 計	2,764,796	2,319,192	445,604
3 生活環境施設等厚生施設の整備	水道施設	93,577	80,246	13,331
	廃棄物処理施設	418,040	418,040	—
	消防施設	182,071	71,274	110,797
	公営住宅	625,176	421,820	203,356
	その他	12,100	—	12,100
	小 計	1,330,964	991,380	339,584
4 医療の確保	診療施設	2,270,283	24,300	2,245,983
5 産業の振興	基盤整備	1,075,360	398,282	677,078
	漁港施設	1,138,004	537,620	600,384
	経営近代化施設	1,210,813	382,382	828,431
	商業	19,780	10,105	9,675
	観光又はレクリエーション	140,646	140,646	—
	その他	323,898	—	323,898
	小 計	3,908,501	1,469,035	2,439,466
総 計		14,292,609	6,518,901	7,773,708
うち 過 疎 債		1,597,400	647,000	950,400

(昭和 55 年度～平成元年度の事業内容)

昭和 55 年過疎地域振興特別措置法に基づき策定された本市振興計画（前・後期昭和 55 年度～平成元年度）の 10 年間の事業費総額は、142 億 9,260 万 9 千円であった。これは緊急措置法に基づき策定された振興計画（45～54 年度）事業費の約 2.2 倍にあたる。これを

区分ごとにみると、交通通信体系の整備事業費は 40 億 1,806 万 5 千円で全事業費の 28.1%を占めており、主な事業としては、市道の新設・改良・舗装 15,034m、農道新設改良 19,931m、林道新設 3,090m、橋りょう架け替え 2 基及び港湾改修等がある。

教育文化施設の整備事業費は 27 億 6,479 万 6 千円、全体比 19.3%で、主な事業としては、危険校舎改築 7 校、屋内運動場 1 校、地区公民館 1 ヶ所、教職員住宅 3 戸、集落環境整備事業に伴う集会施設 2 ヶ所及び中央運動公園整備事業、同体育館建設等がある。

生活環境施設等厚生施設の整備事業費は 13 億 3,096 万 4 千円、全体比 9.3%で、主な事業としては、水道施設の整備、ごみ処理場の新設、消防施設の整備及び公営住宅建設（4 棟 64 戸）等がある。

医療の確保事業費は 22 億 7,028 万 3 千円、全体比 15.9%で、主な事業は、垂水市立医療センター建設及び救急医療施設運営費の補助金である。

産業の振興事業費は 39 億 850 万 1 千円で、全体比 27.3%を占め、主な事業としては、基盤整備、漁港施設整備、防災営農対策事業、松くい虫防除事業、水産業経営施設整備、高知県民自然レクリエーション村整備事業がある。

昭和 55 年度から平成元年度までの 10 年間の主な事業は、以上のとおりであるが、これら事業費に充当された過疎債は 15 億 9,740 万円にのぼり、これは市道の改良事業を主に高知県民自然レクリエーション村整備事業及び牛根地区公民館の建設費にあてられた。

◇ 過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年度～11 年度）

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (2～6)	後期計画 (7～11)
1 産業の振興	基盤整備	2,227,052	921,791	1,305,261
	漁港施設	1,862,114	1,014,950	847,164
	経営近代化施設	2,872,687	1,247,898	1,624,789
	企業誘致	2,348	2,348	—
	商業	44,280	13,695	30,585
	観光又はレクリエーション	245,450	187,138	58,312
	その他	2,942,795	1,492,094	1,450,701
	小 計	10,196,726	4,879,914	5,316,812
2 交通通信体系の整備	市町村道	4,978,708	2,685,438	2,293,270
	農道	561,405	205,348	296,057
	林道	106,410	10,000	96,410
	電気通信施設	352,527	133,674	218,853
	小 計	5,999,050	3,094,460	2,904,590
3 生活環境の整備	水道施設	1,529,787	812,715	717,072
	下水処理施設	340,660	55,528	285,132
	廃棄物処理施設	1,553,391	—	1,553,391
	消防施設	171,590	71,232	100,358
	公営住宅	188,525	155,725	32,800
	その他	121,818	55,337	66,481
小 計	3,905,771	1,150,537	2,755,234	
4 高齢者の福祉その他 福祉の増進	高齢者福祉施設	539,658	—	539,658
5 医療の確保	その他	1,725,664	214,350	1,511,314

6 教育文化の振興	学校関連施設	918,310	588,562	329,748
	校舎・屋内運動場	126,540	—	126,540
	集会、体育施設	2,431,425	2,386,422	45,003
	小 計	3,476,275	2,974,984	501,291
7 集落の整備	漁港集落環境整備	225,000	—	225,000
8 その他地域の活性化 に関し必要な事項	イベントの支援	24,610	—	24,610
	定住の促進	506,371	—	560,371
	小 計	527,821	—	527,821
総 計		26,599,125	12,314,245	14,284,880
う ち 過 疎 債		2,647,400	1,226,600	1,420,800

(平成2年度～11年度の事業内容)

平成2年過疎地域活性化特別措置法に基づき策定された活性化計画(計画期間:平成2年度～11年度)10年間の事業費総額は、265億9,912万5千円であった。これは、過疎地域振興特別措置法(昭和55年)に基づき策定された振興計画(昭和55年度～平成元年度)10年間の事業費の約2倍に匹敵する。

活性化施策区分ごとにみると、「産業の振興」が101億9,672万6千円で、全事業費の38.3%を占める。主な事業としては、垂水港等の港湾整備、海潟漁港、垂水南漁港等の漁港施設整備、養殖餌料保管施設及び水産物荷捌き施設整備、高峠公園整備、農地基盤整備、防災営農対策事業が挙げられる。

「交通通信体系の整備」の事業費は、59億9,905万円で全体の22.6%を占める。主な事業としては、市道の新設・改良17,143m、農道の新設・改良16,797m、林道舗装3,761m、地域情報交流拠点施設整備がある。

「生活環境の整備」の事業費は、39億577万1千円で全体の14.7%であり、事業として水道施設の整備、下水処理施設として合併処理浄化槽の整備、し尿処理場建設、消防施設の整備、公営住宅の整備(6棟10戸)等がある。

「高齢者の福祉、その他の福祉の増進」の事業費は、5億3,965万8千円で全体の2.0%である。主な事業として、在宅介護支援センター建設、訪問給食サービス事業やホームヘルプサービス事業、デイ・サービス事業運営費の補助等がある。

「医療の確保」の事業費は、17億2,566万4千円で全体の6.5%である。主な事業として、老人保健施設建設、垂水市立医療センターの職員住宅建設、救急医療施設運営費の補助等がある。

「教育文化の振興」の事業費は、34億7,627万5千円で、全体の13.1%を占める。主な事業としては、文化会館建設、市立図書館建設、松ヶ崎地区公民館建設、中央運動公園テニスコートの照明施設整備等がある。また、柘原小学校と大野中学校体育館建設、教育用パソコンの整備、垂水中学校大規模改造及び小・中学校空調施設整備等学校教育関連施設の整備も進んだ。

「集落の整備」の事業費は、2億2,500万円で全体の0.8%に過ぎないが、一体的な集落の基盤整備である漁港集落環境整備事業に着手した。

「その他地域の活性化に関し必要な事項」の事業費は、5億2,782万1千円で全体の2.0%を占める。主な事業としては、定住奨励金や住宅建築助成金等の定住促進対策事業である。

活性化計画の期間中に充当された過疎債は、26億4,740万円にのぼり、主に市道、電気

通信施設整備、港湾・漁港整備及び高峠公園整備、集会施設建設に充てられた。

◇ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年度～21年度）

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (12～16)	後期計画 (17～21)
1 産業の振興	基盤整備	1,655,428	1,343,037	312,391
	漁港施設	1,589,046	1,042,382	546,664
	経営近代化施設	1,858,819	1,024,066	834,753
	地場産業の振興	290,480	290,480	-
	起業の促進	2,603	2,603	-
	商業	34,809	11,420	23,389
	観光又はレクリエーション	713,111	29,456	683,655
	その他	517,660	383,128	134,532
	小 計	6,661,956	4,126,572	2,535,384
2 交通通信体型の整備	市町村道	2,176,831	1,761,545	415,286
	農道	602,489	557,740	44,749
	林道	116,796	116,796	-
	電気通信施設	212,607	212,607	-
	地域間交流の促進	834,787	824,357	10,430
	小 計	3,943,510	3,473,045	470,465
3 生活環境の整備	水道施設	1,436,883	232,530	1,204,353
	下水処理施設	1,939,493	1,385,098	554,395
	廃棄物処理施設	402,501	103,439	299,062
	消防施設	392,400	262,199	130,201
	その他	370,975	370,975	-
	小 計	4,542,252	2,354,241	2,188,011
4 高齢者の福祉その他 福祉の増進	高齢者福祉施設	8,637,139	8,513,459	123,680
5 医療の確保	小 計	49,262	24,808	24,454
6 教育文化の振興	学校教育関連施設	441,350	366,742	74,608
7 地域文化の振興	小 計	86,719	60,873	25,846
8 集落の整備	小 計	66,650	66,650	-
9 その他地域の活性化 に関し必要な事項	小 計	98,845	98,845	-
総 計		24,527,683	19,085,235	5,442,448
う ち 過 疎 債		2,037,600	1,497,900	539,700

（平成12年度～21年度の事業内容）

平成12年過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定された自立促進計画（計画期間：平成12年度～21年度）10年間の事業費総額は、245億2,768万3千円であった。これは、過疎地域活性化特別措置法（平成2年）に基づき策定された振興計画（平成2年度～平成11年度）10年間の事業費の約77.9%に相当する。

活性化施策区分ごとにとみると、「産業の振興」事業費が66億6,195万6千円で全事業費の27.2%を占める。主な事業としては、垂水港等の港湾整備、海潟漁港、垂水南漁港等の

漁港施設整備、養殖飼料保管施設及び水産物荷捌き施設整備、高峠公園整備、道の駅たるみず増設整備事業、農地基盤整備、防災営農対策事業、堆肥センター建設事業がある。

「交通通信体系の整備」の事業費は、39億4,351万円で全体の16.1%を占める。主な事業としては、市道の新設・改良23,483m、農道の新設・改良20,547m、林道舗装3,761m、道の駅たるみずの管理運営等がある。また、地域イントラネット基盤整備事業の導入により「情報過疎」の解消、地域情報化の進展に努めた。

「生活環境の整備」の事業費は、45億4,225万2千円で全体の18.5%であり、事業として浄水施設整備、集落水道整備事業、下水処理施設として合併処理浄化槽の整備、し尿処理場建設、消防施設の整備等がある。

「高齢者の福祉、その他の福祉の増進」の事業費は、86億3,713万9千円で全体の35.2%である。主な事業として、かねてより要望のあった多目的屋内ホールの建設事業、介護保険事業、在宅介護支援センター建設、訪問給食サービス事業やホームヘルプサービス事業、デイ・サービス事業運営費の補助等がある。

「医療の確保」の事業費は、4,926万2千円で全体の0.2%である。主な事業として、救急医療施設運営費の補助等がある。

「教育文化の振興」の事業費は、4億4,135万円で、全体の1.8%を占める。主な事業としては、統廃合に伴う給食センター建設事業、小学校耐震補強事業、垂水中央中学校施設整備事業がある。

「集落の整備」の事業費は、6,665万円で全体の0.3%を占める。

「その他地域の活性化に関し必要な事項」の事業費は、9,884万5千円で全体の0.4%を占める。主な事業としては、定住奨励金や住宅建築助成金等の定住促進対策事業である。

自立促進計画の期間中に充当された過疎債は、20億3,760万円であり、主に市道、電気通信施設整備、教育文化の振興、港湾・漁港整備に充当された。

(ウ) 課題

本市の人口減少傾向は、依然として生産人口で著しく、地域社会の維持が困難な地域も出現している。その対策として生活道路などの基盤的な整備はもとより、交通や生活環境など集落機能の維持、集落再編の支援等が必要である。

また、高齢化率は平成22年7月現在34.67%と非常に高く、健康、福祉、社会生活等多岐にわたる課題が生じることになる。

産業においては、農林水産業では、就業者の減少・高齢化、魚価の低迷や兼業農家の増加など様々な課題を抱えている。環境に配慮した、魅力ある農林水産業の確立と関係機関が一体となった支援体制が求められている。また、地場産業については雇用や所得の面で地域の経済を支える重要な役割を担っている。

交通の面では、これまでの過疎対策の推進により着実に改善されているが、地域の振興を図る上で必要不可欠であることから、引き続き、安全で信頼性の高い道路整備を進める必要がある。地域住民の生活に必要なバス路線は、引き続き、運行の維持・確保を図っていく必要がある。中山間地域等の交通空白地域においては、乗合タクシーなど住民の日常的な移動のための生活交通の維持・確保が課題となっている。

環境では、ゴミの発生抑制や再資源化の促進を継続するとともに河川や海的环境保全に努める必要がある。

小中学校の児童生徒数は、年々減少してきており、平成22年4月には充実した教育のた

め、市内4中学校を1校に統合した。市内8小学校の小規模化は更に進み、集団活動の実施が困難になる等の諸課題への対応など引き続き特別な配慮が必要となっている。

平成の合併では、諸般の事情により単独の市として行政運営を行うこととなった。いち早く行財政改革に取り組み、市民の協力の下で着実な成果を挙げていることを踏まえ、改革の更なる継続を求めていく。

ウ 発展の方向

本市は、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ、海上、陸上交通の要衝の地にあり、九州新幹線の全線開業に伴い、その重要性が増している。また、市民の通勤・通学及び日常生活の利便性向上のため鹿児島都市圏との交通アクセスの高速化、利便性の向上を促進するとともに、国道・県道など幹線道路の整備を促進していく。

基幹産業である農林水産業のうち農業では、農畜産物のブランド化の推進や環境にやさしい農業の推進など、特色ある農業の展開を図るとともに、担い手育成、耕作放棄地の解消等による農地の有効活用などを進める。水産業においては、水産資源の維持・増大を図るとともに、栽培漁業の推進や養殖漁業の振興を進める。また、地産地消の推進や水産物のブランド化による新たなルートの確保など、経営安定と後継者の育成に努める。

また、海、山、温泉、歴史的財産などの地域資源と豊富な農水産物を有機的に結合し活用した、レジャー・余暇機能を持った「道の駅」や、豊潤な自然が残る「猿ヶ城溪谷 森の駅たるみず」の宿泊体験施設及び高峠、宮脇公園等の錦江湾沿岸の優れた景観を活用して、交流人口の増加による地域の活性化を積極的に図り今までになかった産業の新たな展開を図る。

多世代間の交流促進、スポーツを楽しめる環境づくりを進め、市民が積極的に生きがいを見つけられる環境整備を行う。また、高齢者が、社会の担い手として、いきいきとした快適な生活を営めるよう、シルバー人材センターを利用した就労の場の確保に努めながら、市民が元気で安心して生活できるように、健康づくりの推進や医療の充実などの総合的な保健・医療対策を進めるとともに、在宅福祉サービスや福祉施設の充実等を促進する。

市民の多様なニーズに本市が単独で応えていくことは、厳しい財政状況などから困難なものもあることから、今後も周辺市町と連携して役割・機能分担を明確にして、広域的な視点でのまちづくりを進める。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口は、表1-1(1)に示すように、平成17年には18,928人で、昭和35年の人口32,721人より実に13,793人、42.2%の減少をみた。最近5カ年の人口の推移をみると、5.9%の減少率を示しており、依然として人口の減少が続いており、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口は18,078人となっている。

人口動態の推移を見てみると、幼年人口(0歳~14歳人口)は、39.3%(昭和35年)をピークに11.2%(平成17年)と半分以下に落ち込んでおり、今後も引き続き減少していくものと予想される。また、老年人口(65歳以上人口)が総人口に占める割合は、8.2%(昭和35年)から33.3%(平成17年)と伸び、少子高齢化の傾向が顕著に現れている。

このことから、平均寿命の伸びと相まって、人口の高齢化は今後も進行すると予測され、このことが老人医療、福祉行政面等に大きな影響を及ぼすことは必至である。

また、世帯数についてみると、人口の減少とは比例せず、7,816世帯（昭和35年）から7,911世帯（平成12年）、7,675世帯（平成17年）となっており、核家族化の進行や、高齢単身世帯が増加したことを物語っている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 32,721	人 29,175	% △10.8	人 25,952	% △11.0	人 24,422	% △5.9
0歳～14歳	12,856	9,847	△23.4	6,975	△29.2	5,339	△23.5
15歳～64歳	17,194	16,285	△5.3	15,633	△4.0	15,283	△2.2
うち15歳～29歳 (a)	4,881	4,411	△9.6	4,353	△1.3	4,530	4.1
65歳以上 (b)	2,671	3,043	13.9	3,344	9.9	3,800	13.6
(a)／総数 若年者比率	% 14.9	% 15.1	—	% 16.8	—	% 18.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.2	% 10.4	—	% 12.9	—	% 15.6	—

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 24,179	% △1.0	人 23,504	% △2.8	人 22,264	% △5.3
0歳～14歳	4,782	△10.4	4,575	△4.3	3,960	△13.4
15歳～64歳	15,218	△0.4	14,461	△5.0	13,242	△8.4
うち15歳～29歳 (a)	4,325	△4.5	3,584	△17.1	3,040	△15.2
65歳以上 (b)	4,179	10	4,468	6.9	5,062	13.3
(a)／総数 若年者比率	% 17.9	—	% 15.2	—	% 13.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 17.3	—	% 19.0	—	% 22.7	—

区分	平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,933	% △6.0	人 20,107	% △3.9	人 18,928	% △5.9
0歳～14歳	3,248	△18.0	2,657	△18.2	2,124	△20.1
15歳～64歳	11,974	△9.6	11,233	△6.2	10,510	△6.4
うち15歳～29歳 (a)	2,729	△10.2	2,777	1.8	2,529	△8.9
65歳以上 (b)	5,711	12.8	6,214	8.8	6,294	1.3
(a)／総数 若年者比率	% 13.0	—	% 13.8	—	% 13.4	—

(b)／総数 高齢者比率	% 27.3	—	% 30.9	—	% 33.3	—
-----------------	-----------	---	-----------	---	-----------	---

※平成12年については、年齢不詳が3名

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 20,620	—	人 19,437	—	% △5.7	人 18,078	—	% △7.0
男	9,566	% 46.4	9,007	% 46.3	△5.8	8,377	% 46.3	△7.0
女	11,054	% 53.6	10,430	% 53.7	△5.6	9,701	% 53.7	△7.0

イ 産業別人口の推移と動向

就業人口は、表1-1(3)に示すとおり人口の減少と高齢化比率の増加等に伴い、昭和45年12,347人に対して平成17年には8,323人、67%と大幅に減少している。

産業別人口の動向を就業人口比率で見ると、昭和35年、第1次産業就業者69.9%、第2次産業就業者9.6%、第3次産業就業者20.5%であったものが、平成17年には第1次産業就業者21.2%、第2次産業就業者23.8%、第3次産業就業者54.5%となっており、第1次産業就業者が大幅に減少し構成比率も第3位となり、第2次産業、第3次産業へ大きく移行していることがうかがえる。

しかしながら、第1次産業の就業人口比率は5分の1以上を占めており、本市にとっては、引き続き重要な基幹産業である。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,603	人 12,759	% △12.6	人 12,347	% △3.2	人 10,698	% △13.4
第1次産業 就業人口比率	% 69.9	% 59.5	—	% 50.9	—	% 40.7	—
第2次産業 就業人口比率	% 9.6	% 17.3	—	% 21.4	—	% 25.7	—
第3次産業 就業人口比率	% 20.5	% 23.2	—	% 27.7	—	% 33.3	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,904	% 1.9	人 10,316	% △5.4	人 9,809	% △4.9

第1次産業 就業人口比率	% 36.0	—	% 35.1	—	% 32.5	—
第2次産業 就業人口比率	% 26.0	—	% 24.8	—	% 23.1	—
第3次産業 就業人口比率	% 37.9	—	% 40.0	—	% 44.4	—

区 分	平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,454	% △3.7	人 8,812	% △3.7	人 8,323	% △5.5
第1次産業 就業人口比率	% 25.6	—	% 21.4	—	% 21.2	—
第2次産業 就業人口比率	% 26.9	—	% 27.9	—	% 23.8	—
第3次産業 就業人口比率	% 47.5	—	% 50.8	—	% 54.5	—

ウ 産業の概要

本市の産業としては、就業人口（平成17年国勢調査）で分類してみると、サービス業が2,336人で全体比28.1%を占め、次に卸小売業が1,392人で16.7%、農業が1,214人で14.6%などの順になっている。

第1次産業の農業は、全体の75%にあたる778戸が0.5ha以下の零細農家であるが、防災営農対策事業等の充実により零細規模の中にも効率的な経営を行ってきている。生産物は、施設野菜を主とした野菜及び果樹、畜産等が主なものである。

林業は、市面積のうち76.4%、12,386haを林野面積が占めているが、林野面積のうち31.9%、3,945haは国有林で、民有林等は68.1%、8,441haとなっている。林業経営は、大部分が中小規模農家を中心としており、資産保持的対象として育成された山林で、農家の副業的経営がなされている。（平成20年鹿児島県統計年鑑 鹿児島大学演習林は民有林等に分類）

水産業は、養殖漁業が主流を占め、平成20年の水揚量は15,596tであり、本県生産量の26%を占めている。しかし、漁場環境の汚染に伴う魚病や赤潮の発生、また、全国的な生産過剰により価格の低迷をもたらし、漁家経営は苦しいものとなっている。

商工業のうち商業は、地理的に鹿児島、鹿屋、霧島市等への購買力流出が多く、商店規模も小さい。平成19年の年間商品販売額は約255億8千万円で依然商店数は減少傾向にある。このため、経営の近代化や共同事業等による活性化を図る必要がある。

工業は、平成20年工業統計では、事業所数35か所、従業員数985人、製造品出荷額294億8千万円（従業員数4人以上の事業所）となっている。

また、企業の進出もみられるが、女子就労型であり、依然として男子就労型の企業誘致は難しいものとなっている。今後は、地域の商工業が自立的に発展していくために、経営の改善や人材の確保育成、異業種間交流等の促進に取り組んでいく必要がある。

観光としては、豊富な温泉をはじめツツジとコスモスで有名な高峠、キャンプ場として利用できる猿ヶ城溪谷などがあり、観光地としての発展条件は備えている。余暇時間の増大や自然・文化への関心の高まり、本物志向、保養・交流・体験に関するニーズの高まりなどにより、年々観光は重要になってきている。観光資源の他、農林水産業や歴史・文化との有機的な連携で、年間を通じての集客に努める必要がある。

(3) 市の行財政の状況

ア 行政

平成12年4月、地方分権一括法が施行されてから、国と地方の関係が対等の立場になり、それぞれの役割分担を明確にし、地方自治体が「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」こととされるなど、行政を取り巻く環境は従来になく大きく変化してきた。

住民の価値観の多様化や生活・経済活動の範囲は広域化し、行政においても一部の事務については共同処理など周辺市町との連携を図り、それぞれの機能と役割に応じて県及び国との支援・協力関係も強めてきた。同時に厳しい財政環境の中、各種施策を着実に実施していくために、数次の行政改革大綱に基づき事務事業の見直しやスクラップアンドビルドの実施、民間への業務委託の推進など、事務の簡素効率化に努めてきた。併せて、これらを推進していく行政組織についても、職員の資質の向上や意識の改革、組織の再編など、新たな行政需要や市民ニーズに的確に対応できる体制づくりも行ってきた。

本市は、これまで従来周辺市町との連携による、介護保険の認定業務やゴミ処理業務での広域事務を推進しながら事務処理を進めてきた。広域的な市町村合併についても、隣接する鹿屋市などと法定合併協議会を結成し、平成15年度から本格的に事務協議を行ってきたが、諸般の事情から法定合併協議会からの離脱を余儀なくされ、単独の市として行政運営を行うこととなった。行財政改革は市民の協力もあり順調に推移し、平成20年10月には、市政施行50周年記念式典を執り行った。

事務の簡素化及び迅速化については、平成5年度に住民情報オンラインの稼働、平成7年度には財務会計システムの稼働、平成17年8月には戸籍電算化など、情報化を推進・発展させてきている。さらに平成11年度には垂水市情報センター（キララメッセ垂水）のオープンに併せて市内ローカルエリアネットワーク（LAN）を導入、情報の共有化を行っており、情報公開制度の導入による総合文書管理システムの確立と併せて事務の簡素化及び迅速化が図られている。

最近では、市民との「協働」による行政を推進する手法として、地域担当職員制度を導入して地域活動支援を行ったり、定住人口を増加させる施策としての空家バンクの導入や雇用促進住宅を購入、定住促進住宅として活用するなどユニークな取り組みを行っている。

イ 財政

本市財政は、自主財源に乏しく市債や地方交付税等に依存する割合が高い構造であり、また、公債費や人件費などの義務的経費の増加が財政運営の多大な負担となっており、財政状況は非常に硬直化した状態が続いていた。さらに、小泉内閣の三位一体改革による地方交付税の大幅な削減により、平成16年度当時の本市の財政は、特段の措置を講じなければ「財政再建団体」に陥るおそれもある危機的な状況にあった。

そのような中、本市財政の破綻を回避し、本市の重要課題に適切に対応できる弾力的で

足腰の強い健全な財政構造を構築するため、「財政改革プログラム」を策定し、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを進めることとなった。

国は、夕張市の財政破綻などを契機に、平成19年6月制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（地方財政健全化法）で、自治体の財政悪化の度合いに応じ、①自主的な改善努力による「早期健全化」、②国などの関与による「再生」、の2段階に分けて再建を図り、財政の健全度を測る指標がそれぞれの段階の基準に達した場合、自治体に「財政健全化計画」又は「財政再生計画」の策定を義務付けている。

また、地方財政健全化法では、地方財政の健全度を測る指標として、次の4つの指標が導入されている。

- ① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率 ③ 実質公債費比率 ④ 将来負担比率

本市の場合、財政改革プログラムに着実に取り組んできた結果、市債残高の削減等が図られたため、いずれの指標も国の定める基準を超えていない。今後も財政健全化の努力が必要であると言える。

次に、平成20年度における歳入歳出の状況を見ると次のとおりである。

歳入総額に対し、市税は僅か16.9%でその他の自主財源の比率も、県内他市の平均を大きく下回っており、極めて低い。

一方、地方交付税、国・県支出金で62.2%を占めており、依存財源の割合が高く、財政力の弱い脆弱な構造から抜け出せないでいる。

自主財源の確保を図るため、市税においては課税の適正化を図るとともに、徴収率の向上に一層努力していく必要がある。

また、その他の自主財源の確保に努めるとともに、国・県支出金等諸施策に影響をもつ依存財源についても積極的に導入を図る。

経常的経費と臨時的経費を類似団体と比較してみると経常的経費は高く、臨時的経費は低くなっており、政策的経費の捻出に苦慮している。

経常的経費では、人件費、公債費及び繰出金、物件費が高く、財政構造の弾力性を低下させている。

表1-2(1) 市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成20年度
歳入総額A	10,535,851	9,164,861	8,656,125
一般財源	6,871,603	5,748,558	5,814,382
国庫支出金	767,924	817,784	665,382
県支出金	1,047,426	686,428	655,967
地方債	1,545,683	942,543	702,368
うち過疎債	230,600	97,015	73,759
その他	1,315,083	845,528	628,609
歳出総額B	10,072,012	8,954,479	8,484,918
義務的経費	5,024,075	5,204,681	4,819,877
投資的経費	2,557,788	1,481,032	1,299,466
うち普通建設事業	2,367,060	817,588	1,276,404

その他	2,490,149	2,268,766	2,365,575
過疎対策事業費	2,395,289	112,767	73,941
歳入歳出差引額C (A-B)	463,789	210,382	171,207
翌年度へ繰越すべき財源D	3,120	104,486	41,807
実質収支C-D	460,669	105,896	129,400
財政力指数	0.27	0.30	0.30
公債費負担比率	22.4	20.8	23.0
実質公債費比率	—	—	15.8
起債制限比率	12.4	13.2	12.7
経常収支比率	89.3	97.4	98.8
将来負担比率	—	—	150.4
地方債現在高	12,218,297	12,370,589	10,729,837

平成17年度、20年度の決算状況を見ると、地方債の現在高が歳入歳出決算額を上回っている。しかしながら、市債の新規発行を抑制したため、大きく減少している。

今後、財政の硬直化を招かないためにも、事業の必要性及び事業採択の優先順位等厳しく検討するとともに、真に必要な事業については、交付税措置のある有利な地方債を活用するなど、これまでも増して慎重を期す必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成20年度末
市道					
改良率 (%)	32.3	49.3	51.2	58.4	60.1
舗装率 (%)	17.3	70.9	90.6	94.8	95.5
耕地1ha当たり農道延長 (m)	45.6	52.6	58.8	45.4	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.6	7.9	9.4	3.3	—
水道普及率 (%)	58.1	82.9	88.9	96.8	97.7
水洗化率 (%)	—	9.5	23.2	51.9	65.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	2.0	4.2	18.1	37.4	21.68

主要公共施設等の整備状況についてみると、過疎対策事業等の積極的な実施により、市道の整備は、昭和45年度末と平成20年度末を比較すると改良率が32.3%から60.1%、舗装率では17.3%から95.5%と飛躍的に伸びている。

近年における環境問題に対する意識の高まりと、合併処理浄化槽設置補助金の制度により、合併浄化槽設置が増加し、水洗化率は、9.5%（昭和55年度末）から65.8%（平成20年度末）と飛躍的に伸びている。

病院、診療所の病床数については、昭和62年3月、垂水市立医療センター垂水中央病院が開院したことなどにより大幅に増床し、医療環境の充実が図られた。

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市は、昭和 33 年の市制施行以来、産業の振興や交通通信体系の整備、教育文化施設及び生活環境施設の整備、医療の確保と、過疎対策事業を中心に各種施策を推進してきたが、人口は減少傾向を呈している。また、全国の総人口も減少に転じている。そこで、将来人口フレームは、ほぼ現状維持の 18,000 人と設定し、定住対策をはじめとする諸施策を行うことにより、特に生産年齢人口の維持に努めていくことが重要になる。

第 4 次垂水市総合計画に定められた「市民と協働のまちづくり」「将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくり」「地域資源を活用したまちづくり」を本市のまちづくりの理念とし、本市の重要課題と新たな時代潮流を踏まえながら、地域の自立促進の基本方針を各分野について次のように定める。計画の実施については、市民参画による行政運営を積極的に行い、地域形成の要である地域のコミュニティが活性化し、市民が「垂水らしさ」を実感できる「協働の地域づくり」になるように計画策定を行っていくと共に、過疎地域自立促進特別事業、構造改革特別区域計画及び地域再生計画等も積極的に活用し、地域の自立促進を図る。

ア 地域づくり、人づくり、教育

(ア) 地域の自立

活力のある自立した地域をつくるために、地域コミュニティの機能の強化を図りつつ、地域性を生かせる人材や実践していく人づくりをすすめる。また、市民・地域組織・議会・行政の役割を明確にして、事業者や地域の外とも連携しあいながら、主体的な活動が行える仕組みづくりをすすめる。

a 共生・協働による地域づくりの推進

共生・協働の社会を実現するために、全ての市民が手を取り合い、いきいきと暮らせる仕組みをつくり、地域住民の手により目指すべき地域の将来像を考える必要がある。個人と地域と行政とのそれぞれの役割を自覚しながら、地域住民による主体的な地域活動が行えるような取り組みを進める。

b 市民の多様な交流と連携の促進

市民や各種団体、行政が持つ情報はそれぞれに価値があり、その情報がお互いで共有されれば、様々な課題の解決や地域の活性化につながることから、情報通信基盤の整備・活用等を含め多様な交流と連携に対する取り組みを進める。特に防災対策、高齢者の生活支援、生活環境の保全、子育て支援などに対して、地域や団体間の交流を深め、支えあい、連携しあう取り組みを進める。

c 地域を支える人材の育成

地域活動に気軽に参加できる環境づくりと、活動の中心となる地域活力の向上に必要な人材の発掘・育成に取り組む。また、特色のある地域づくりのために、郷土をより深く学ぶ取り組みを進める。

(イ) 学習の場

未来を担う子供たちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら学び考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し、誇りにする子ども」となるために、良好な教育環境づくりをすすめる。また、地域づくりにおいては、大人も子供とともに生涯学びあうことのできる環境づくりをすすめる。

a 子育て支援体制の充実

本市の恵まれた自然や歴史・文化の中で、心身ともに健全な子どもとして育つため、そして心豊かな人間性を持った次世代の親として育つためには、子どもだけでなく、親や家族とともに育っていきける環境づくりを進めるとともに、地域の果たす役割も大きいという認識のもと、地域や職場など社会が一体となって子育てを支援していくよう取り組む。

b 学校教育の充実

自ら学び自ら考える、たくましく「生きる力」を備えた子どもを育てるために、教職員一人一人の資質の向上を図り、特色ある開かれた学校づくりを推進する。その中で、垂水の海・山・川などの自然や歴史・文化について地域の人材を活かしながら体験を通して学習し、「ふるさと垂水を愛し、誇りにする子ども」を育成するとともに、垂水の次代を担う子どもたちが生き生きと学べる良好な教育環境の確保に取り組む。

c 学びあう社会の構築

多様化・高度化する学習ニーズに対応し、市民が生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現など、学びあう社会づくりに取り組む。

d 地域文化の促進・保護・活用

古くから伝わる歴史民俗文化財や埋蔵文化財、また、郷土の偉人が残した功績は市民共有の財産であり歴史教育の教材である。これらを保存・活用・顕彰することや文化団体の支援、芸術家の育成、良質の芸術文化を提供するなど多様な文化活動を促進することにより郷土愛を育み、ゆとりと活力のある豊かな地域社会の実現を目指す。

イ 安心安全、保健・福祉、暮らし

(ア) 生きがい・健康

市民一人ひとりが生きがいや夢を持つことが、身体や心の健康づくりにつながることから、生きがいや夢を持ち続けるための取り組みをはじめ、予防と福祉の視点に立った医療体制の整備や食育の推進など市民の健康づくりをすすめる。また、一人ひとりの生き方や考え方が尊重され、すべての人が平等に活動できる環境づくりをすすめる。

a 地域保健の充実

市民が安心して暮らしていくために、生涯を通じた生活習慣病予防やがん予防など、保健事業の推進と保健医療活動の充実に取り組む。また、生きがいを持つことが健康づくりにつながることから、地域における健康づくり活動や生きがいづくり支援を行い、広く市民の健康増進に努める。

b 高齢者保健福祉の推進

高齢者の充実した生活の創造を目指し、生涯現役社会づくりの推進や生活環境の向上に努めるとともに、総合相談体制を充実し、関係機関と連携を密にしながら認知症予防や権利擁護など推進する。また、地域に密着した介護サービスの基盤整備を図り、住み慣れた地域で高齢者が尊厳を持ち、暮らせる地域ケア体制づくりに努める。

c 障害者保健福祉の推進

障害者があらゆる分野での社会参加が実現出来ることを基本とし、障害の有無にかかわらず、全ての人々が平等に権利と義務を、能力に応じて補い合い、助け合って生きていく地域社会をつくる「ノーマライゼーション」と、障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力を回復することにとどまらず、障害者がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、

人間らしく生きる権利の回復を図る「リハビリテーション」の理念を具現化していき、全ての市民が生き生きとした生活を送り、共に生き、支え合う社会づくりに取り組む。

d 医療体制の充実

市民が安心して医療を受けることができるよう、垂水中央病院を核に医師会等との連携を図り、救急医療体制等を構築し、地域医療の確保と医療水準の向上に取り組む。また、垂水中央病院が中核病院として地域住民に対する 24 時間体制の医療を提供すること及び保健・医療・福祉の連携により地域住民の健康増進に取り組む。

(イ) 市民生活

市民一人ひとりが安全で安心して生活を営んでいくために、災害防止や市民の暮らしの安全を高めていく取り組みや環境づくりをすすめる。特に市民一人ひとりが地域の地理的な特性の理解を深め、自助・共助・公助による助け合いの体制を構築していくなどの取り組みをすすめる。

a 地域防災対策の推進

自然災害から市民の生命と財産を守るため、垂水市地域防災計画に基づき、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策を進める。また、大規模な災害に対処するためには、防災関係機関による「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」、地域のことは地域で守る「共助」が重要なことから、地域の防災力の向上に努めるとともに、災害情報の収集や伝達、また、災害時要援護者に配慮した対策に取り組む。

b 安心安全な地域社会の構築

犯罪のない、安全で安心して生活できるまちづくりを進めるために、協働による地域ぐるみの防犯活動の推進、消防機能や各種市民相談体制の充実など、安全で安心して生活できるまちづくりに取り組む。特に、高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止するため、高齢者を取り巻く社会環境の整備などに取り組む。

c 快適な都市基盤の整備

道路や住宅、公園などの都市基盤は、市民が快適な生活を営むとともに、経済活動や交流の活性化など、都市の発展の礎となる重要な役割を果たすものである。都市の発展の基本となる道路・交通体系などの基盤整備と市民生活に密着した居住環境の整備を進める必要がある。このような都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、効率的・計画的な都市基盤の整備に努める。また、水道は市民生活における重要なライフラインのひとつであり、経済活動や社会的な活動を支える非常に大切な施設でもある。今後も市民に「安心」な水を「安定」して「継続」的に供給できるよう努める。

ウ 環境、経済

(ア) 循環型社会

本市の豊かな自然や資源、そして、大隅半島の玄関口という地理的特性を生かした観光振興をすすめる。また、地球規模の環境問題に対して、循環型社会「垂水モデル」を構築するなど、新たな取り組みをすすめる。

a 循環型社会の構築

本市においては、廃棄物の 27 分別収集や新エネルギーに対する取り組みを進めている。より一層の成果を上げるためにも、地域省エネルギー政策、新エネルギー政策の充実と 3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの循環型社会構築に対して、市民総ぐるみで理解を深め、行動していけるよう取り組む。

b 環境の保全

次世代へ環境を引き継いでいくために環境美化意識の向上や河川や海の環境保全に努め、水質保全などに取り組む。また、桜島、錦江湾、高隈山系などの自然景観や田園風景さらには市街地や歴史的町並みなどの景観の保全と創造に向けて、市民や事業者と一体となった垂水にしかない景観形成への取り組みを進める。

c 地域資源の活用

豊かな自然環境、景観、温泉、農水産物や歴史、文化など垂水市の持つ優れた地域資源を最大限に活用した観光や産業の振興に取り組む。また、行政と市民と事業者が一体となって育むブランド化に取り組む、本市の価値を創造し、積極的に広く内外へ情報発信していく取り組みを進める。

(イ) 産業活性化

本市の基幹産業である農林水産業には、日本一といわれる産物があり、また魅力的な資源が数多くある。生活習慣の変化や流通形態が多様化している中で、それぞれの分野を越えて、組織と人の積極的な交流を深め、知恵と工夫を出しながら、全体の循環を意識し、地域経済が活性化するための取り組みをすすめる。

a 魅力ある農林業の振興

生産・生活基盤の整備をはじめ、経営の安定や環境にやさしい農業の推進など、特色ある農業の展開を図るとともに、担い手育成に努める。また、消費者ニーズの把握に努めながら、地域の特性を生かした特産品や加工品の開発を促進するとともに、流通ルートの創出に取り組む。さらに、特産品直売施設の整備や地産地消の推進に努める。林業については、森林と人との共生の観点に立った森林の保全利用を図る。

b 魅力ある水産業の振興

水産業の振興を図るために、漁業生産の基盤となる漁港・漁場環境の整備を進める。また、消費者ニーズの把握に努めるとともに、地産地消の推進や水産物のブランド化による新たな販売ルートの確保など、経営安定化と後継者の育成に努める。

c 活気ある商工業の振興

市民の日常的な利便性の確保を図ることを基本に、垂水にあった商業のあり方やサービスを展開し、多様化・高度化する消費者ニーズに対応できる商業の育成や振興に取り組む。

d 働く環境の充実

既存の産業の振興に努めながら、コミュニティビジネス等の新たな産業の育成や、時代のニーズに合った新たな起業家の育成に取り組む。また、企業誘致や創業支援による働く場の確保を行う。

e 魅力ある観光の振興

垂水市の持つ観光拠点の整備開発を進め、年間を通じて市民や観光客が楽しめる魅力ある観光地づくりや観光情報の発信に取り組む。また、観光推進体制の確立を図り、大隅半島の玄関口という地理的特性を生かした広域観光への取り組みに努める。

(5) 計画期間

計画期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6ヶ年間とする。

2 産業の振興

(1) ～ (3) 農林水産業の振興（基盤整備・漁港施設・経営近代化施設）

ア 現況と問題点

(ア) 農林業

本市の総農家人口（2005年農業センサス）は、1,371人と、総人口に対する農家人口比率は5.4%となっている。しかし、近年の経済基調、社会構造等の著しい変化によって、産業別の就業動向は、第2次及び第3次産業への比率が年々高まってきている。

一方、農家戸数1,037戸（2005年農業センサス）のうち販売農家448戸（43.2%）、専業農家266戸（25.7%）、第1種兼業農家61戸（5.9%）となっており、現在も兼業化が著しく進行している。また、農家のなかには、60歳以上の高齢者のみが営農しているものが、かなりの比率を占めている。

経営規模別農家数（2005年農業センサス）をみると、全体の42.2%にあたる189戸が0.5ha以下の零細農家であり、2ha以上の農家は全体の7.1%、32戸にすぎない。農家人口が減少したのは、1ha以下の階層がほとんどを占めており、特に0.3ha未満の減少が著しい。

本市の耕地面積は1,240haであり、耕地は畑地が主で、ほとんどが火山灰土壌であり、水田・樹園地・牧草地となっている。また、農業生産額は畜産・野菜・果樹の順となっている。

高齢化の進展、担い手不足等により、農業生産条件が不利な傾斜地等の農地においては、耕作放棄が増加し農地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

畑のほとんどは台地上にあり、傾斜も強く、火山灰土壌で土地条件に恵まれていない。特に上野台地、柘原、新城宮脇、本城を除くと耕地整備が遅れており、生産効率の低下をきたしている。水田については近年、基盤整備が進み、生産性の向上が図られつつある。また、桜島降灰による激甚地域であり、降灰や火山ガスによる農作物への被害が甚大であるため作柄の変動が大きい。これまで以上に予防的措置を含めた防災営農対策の積極的推進を図り、競争力のある足腰の強い生産体制の確立に努める必要がある。また、有害鳥獣による農作物の被害については、イノシシ、猿、アナグマ等の被害に加え、近年は、ヒヨドリ、カラス等による被害も多発している。

a 野菜

本市の主要作物である、サヤインゲン・キヌサヤエンドウは輸送野菜の中心であり、特にサヤインゲンは、生産の拡大とともに生産安定が図られてきたが、近年は、景気の低迷、消費の減少、輸入物との競合などで、価格が低迷しており、生産農家にとっては厳しい現況にある。

b 果樹

果樹の中で温州みかんは、温暖な気候のもとに優良品種の導入、優良系統への積極的な切り替えを推進してきた。

ポンカンについても、優良系統への転換を促進し、降灰対策として屋根掛け栽培を推進している。ビワについては、優良系統への統一を図りながら、防災営農対策事業の導入により施設化を推進し、低木仕立、大玉生産、品質向上などに努める必要がある。

c 畜産

肉用牛については、景気の低迷等に伴い価格相場が低迷している中、本市の飼養状況は1～3頭飼いの高齢零細経営から企業化による大規模経営に移行しつつあり、飼養農家数は減少傾向にあるが、頭数的には増加傾向にある。

養豚については、肉牛と同様、農家の高齢化・後継者不足や環境問題等により、飼育農家は減少傾向にあるため、より付加価値の高い品種の導入を図る必要がある。

養鶏については、経営的には安定はしているが、鶏舎や施設等の老朽化に伴い改修等の

更新を進める必要がある。そのため、今後有利な資金等の支援策を図っていく必要がある。また、「家畜排せつ物の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、堆肥センターを中心とした、環境に配慮した適正なふん尿処理方法を確立するとともに耕種農家との連携を保ちながら、土地還元を目指した活用方法等を指導しながら畜産振興を図っていく必要がある。

食肉センターは安心、安全な食肉の提供のため、年間約 12 万頭の牛・豚のと畜業務を行っているが、築後 35 年が経過し施設、機械類も老朽化が目立ち、光熱水費、修繕料が年々増加、直営での運営は困難な状況となってきた。

d 林業

本市の林野面積は 12,386ha あり、市総面積の実に 76%を占めている。ただし、このうち 32%は国有林で民有林は 8,441ha となっており、民有林のうち私有林は 96%、8,087ha である。林業経営については、大部分が中小規模農家を中心に、資産保持的対象として育成された山林で、農家の副業的な経営がなされており、近年の原木価格の下落により森林への投資意欲が低下し、輸入原木に押されている状況である。今後は森林のもつ公益的機能を発揮させるため、森林資源の造成を積極的に推進し、林地の保全に努める必要がある。

(イ) 水産業

本市の水産業の中心である養殖漁業は、平成 20 年の水揚量は 15,596 t であり、本県生産量の 26%を占めている。

しかし、長年の漁場使用と生活排水、工業廃水等によって漁場の環境悪化が進み、魚病の発生、赤潮の異常発生をもたらしている。全国的な生産過剰により魚価低迷が続き、また、さば、いわし等の餌の高騰、原油の高騰、不景気による消費の落ち込み等で養殖漁家の経営は厳しい状況が続いている。また、漁船の係留施設の不足や荷さばき施設の老朽化等が進んでいるため、漁港施設の整備を急ぐ必要がある。

漁船漁業は、一本釣り、はえ縄、小型底曳き、まき網漁業が主であるが、近年漁獲量の減少に加えて輸入魚の増加等によって、漁家経営の安定が図られず、苦しいものになっている。

(ウ) 漁港

本市には第一種漁港として垂水南漁港（柗原地区・新城地区）、中浜漁港があり、第二種として海潟漁港、境漁港、牛根麓漁港の 5 つの漁港がある。

a 垂水南漁港（柗原地区）

平成 8 年度で整備は終わり、一本釣り、小型底引き漁船等が利用している。

b 垂水南漁港（新城地区）

漁港改修事業として整備を進めており、外郭施設、係留施設は完成しており、現在、小谷沖防波堤に着手しており、平成 22 年度完成予定である。

c 中浜漁港

平成 13 年度に物揚場や進入道路の整備が完了し、一本釣り、漁船等が利用している。

d 海潟漁港

昭和 62 年度に改修事業から修築事業に格上げされ、更に現在では広域漁港整備事業として、養殖業の基地として整備が進められており、現在漁船の安全係留のため物揚場や防波堤等の整備が行われている。次に、養殖漁業の作業施設用地や環境緑地が不足しており、今後は用地の確保をするとともに、臨港道路の老朽化に伴い路面の整備が求められている。また、漁港整備終了時点から脇登までの海岸において地元より高潮対策について要望があ

り、国の補助事業での採択の可能性を県において調査中である。

e 境漁港

昭和 63 年度で整備は終わり、一本釣り、はえ縄、小型底曳き漁船等が利用している。

f 牛根麓漁港

平成 18 年度に第 2 種漁港の指定を受け、平成 20 年度から漁港施設の整備に着手している。現在は、静穏度が低く水深が急深等で漁港施設がなく、養殖に伴う給餌作業場は漁協の共同作業場や、養殖業者が各自所有して対応している状況であるため、外郭施設、係留施設、用地及び輸送施設等を整備し、安全かつ効率的な作業を可能なものとし、養殖基地としての機能の充実を図っていく必要がある。

イ その対策

(ア) 農林業

a 土地生産基盤の整備

農業を取り巻く情勢は、農家人口の減少・後継者不足・高齢化が進行し、併せて、農産物の輸入自由化・産地間競争の激化や食料需給不均衡等による価格の低迷等に伴う経営圧迫など不安定要素が多い。

このため、低コストで地域の特性を活かし、商品性の高い農作物の安定した生産を確保し、産業として自立できる農業経営の確立を促進するため、ほ場整備、農道網の整備等、環境を保全しつつ、生産基盤の整備に努める。

b 特色ある産地づくり

農家の自主性と創意工夫をはじめ、土地条件や地域の特色を生かした農業を基本に、土づくり、栽培管理等の基本技術の着実な励行による生産安定とコスト低減に努め、土地利用等収益性の高い施設野菜・施設花き・施設果樹・畜産を中心に主要作物の振興を図る。

c 認定農業者の育成・確保

農業従事者の高齢化、後継者不足により農業・農村の活力が低下しつつあるなか、地域の中核的な担い手と新規就農者等を確保することが急務となっている。

このため、認定農業者の経営改善について、農用地の利用集積、経営管理・技術指導等の支援を関係機関が一体となって推進することにより、本市農業を支える認定農業者の育成・確保を図る。併せて新規就農者等についても、就農支援資金償還助成制度等各種施策を実施し、就農環境の整備に努め育成確保を図る。

d 流通体系の改善

消費者ニーズに対応した多様な流通を展開するため、流通情報と市場動向を的確に把握し、共販の拡大とブランドの確立を基本としながら農産物の生産販売の拡大を図る。

e 地域農法と展開方針

市場の動向に対応しつつ、農作物の生産向上を図るため、地域の自主性と創意工夫を活かしながら担い手農家への農用地の集積、生産組織の育成等、生産構造の改善と団地化を推進する。

このため、水田においては土地基盤整備等を計画的に実施し、裏作による土地利用を図る。畑地においては、主要作物と飼料作物との組み合わせにより連作障害の防止に努め、商品性の高い作物の輪作体系の確立を図る。

f 環境と調和した農業の推進

近年、食生活の多様化が進む中で、消費者の志向は量的なものから質的なものに移行し、特に「安全・安心」への志向が強まっている。このような消費者のニーズに対応するため農家への意識啓発を行い、市堆肥センターや畜産農家と連携を図りながら、安定的な良質

たい肥の供給と確保に努め、有機質資材の投入や深耕、また緑肥作物の導入による土づくりを推進し、併せて、化学肥料・化学合成農薬の使用低減などによる栽培等の生産指導に努める。

g 農村環境整備

農村の混住化が進み、環境も変化していくなか、共生・協働の農村づくり運動による話し合い活動を推進し、「むらのかたち」（集落の将来像）に基づく地域づくりを積極的に進めて環境整備や将来に向けての特色を生かしたむら自慢づくり・むらづくりを目指して推進する。また、農業生産条件が不利な中山間地域の農業へ助成金を支出し、耕作放棄地の発生を防止し、農業生産活動の維持を図りつつ、国土保全等の多面的機能の確保を図る。

h 畜産

景気の低迷等に伴い畜産物価格の相場が低迷しており、適正交配や商品管理の指導を図りながら家畜の防疫を徹底するとともに、家畜排せつ物については家畜農家と耕種農家との連携を保ち、完熟堆きゅう肥の生産と土地還元利用を促進し、地力の増強を図りながら環境保全に努める。また、水田の利活用向上により粗飼料の自給率向上を図りつつ、低コスト生産と畜産農家の経営安定に努める。

食肉センターは県内本土で垂水市のみが直営で運営しており、今後、と畜場の業務を民営化することにより、直営では出来ない経費削減等により収益を上げ、地元産業の活性化を推進する。

i 林業

森林の経済林としての育成は勿論であるが、公益的機能を認識し、流域公益保全林整備事業や流域循環資源林整備事業を推進する。

大隅流域林業活性化推進事業を通じた流域の管理システム確立により、出材の確保と生産・流通・加工段階におけるコスト低減に努め林業の活性化を図る。又、林家の経営安定のため、シキミ等の特用林産物の普及を図る。国土保全のうえからも水資源の確保、崩壊地の復旧・予防の治山事業を推進すると共に、地球環境保全の観点からもCO₂(二酸化炭素)を吸収、発生の抑制をするため植林、除間伐等を実施し森林の持っている力を高めさせる。

また、生産資材及び農林産物の搬入・搬出を容易にし、経営の安定を図るため、林道網の拡充及び整備を推進し、併せて既設路線の改良を行い連絡道として道路機能の付加を図る。

林業労働力の確保については、林業労働力の不足に伴い、森林組合労務班への依存が高くなってきている現状に鑑み、円滑な造林事業の推進を図るため、森林組合労務班育成強化の諸施策を推進し、安定した労働力を確保する。

j 有害鳥獣対策

防鳥網や電気柵等の有害鳥獣対策事業の導入推進を図るとともに年間を通じて有害鳥獣駆除の指示書を発行し、捕獲従事者と連携することにより成果を高める。

(イ) 水産業

本市のもう一つの基幹産業である水産業を振興するため、漁港整備を図るとともに、養殖業については、効率的な生産や環境にやさしい養殖業に取り組み、また漁船漁業については、栽培漁業のより効果的な事業展開と漁場整備の積極的推進を図る。また、生産コストの削減、漁業経営の安定化、付加価値の向上や需要拡大を図るための水産物の一次加工等への取組、後継者の育成・確保等を支援するとともに、ブルーツーリズムを中心とした交流人口増加による地域活性化を図る。そこで、地域資源の特性と、美しい農山漁村環境

を活かした自然体験型観光推進による修学旅行生の受け入れを行うため、民泊インストラクターの養成に取り組み、漁家民泊の推進を図る。

a 養殖漁業

漁場の環境保全と魚病、赤潮の発生を考慮し、県の養殖指導指針に基づく適正養殖尾数の徹底を図り飼養方法の改善を促進する。

台風の避難対策として身代湾の整備をすると共に、桜島降灰、軽石が魚類に及ぼす影響を最小限に食い止めるため、軽石除去事業の推進を図る。

更に産地での付加価値を高め流通の合理化及び消費者ニーズに応えるため、産地直売や一次加工を推進し生産過剰による価格の低迷に対応する。

養殖経営の安定を図るため、魚病に強く市場性のある魚種への転換も考慮していく必要がある。

赤潮による養殖被害を未然に防止するため、漁場調査指導船等の利用促進を図る一方、養殖自家汚染の原因となる生餌の投餌方法、へい死魚処理等、海の浄化対策を促進する。

b 漁船漁業

漁船漁業の生産性向上と経営の安定を図るため、栽培漁業を積極的に促進し、マダイ、ヒラメ等の放流事業の推進をすると共に、放流稚魚の保護及び魚類の蝸集を図るため、藻場造成や人工漁礁の設置を促進する。また平成 20 年度に開設したとんとこ館を核にして、エビをはじめとした水産物の販売促進を図る。

(ウ) 漁港施設

水産業の振興を図るうえでその基盤となる漁港整備は重要な課題である。このため各漁港についても、引き続き整備を推進する。

a 垂水南漁港（新城地区）

平成 22 年度完成に向けて施設の整備を図る。

b 海潟漁港

漁港漁場整備事業計画に基づき、外郭施設、係留施設・漁港施設用地等の整備促進を図る。

c 牛根麓漁港

基地周辺地域整備事業で沖防波堤と養殖作業場を建設しているが、県管理の漁港指定を受けたことから、今後は漁港漁場整備計画に基づき、防波堤、物揚場、護岸、用地、道路の整備促進を図る。

ウ 計画

その他（港湾整備）の項の末尾に掲載

（4）地場産業の振興

ア 現況と問題点

本市では、これまでに農林水産業の第 1 次産業分野において、様々な振興策がとられてきた。しかし、毎年の台風の襲来、桜島降灰や赤潮などの自然災害の発生により、収益率は高いとはいえない状況であった。また、新鮮な野菜等を市場に出荷しているものの、二次加工度も低いため全体的な付加価値も依然として低く、従来の技術や流通体系から脱皮できない状況もあり、生産者にとっては依然として収益性の低いものとなっている。

こうした状況を打開する手段のひとつとして、本市の北部牛根地区に整備した道の駅たるみずは、直売施設による直接的な購買機会の増加の可能性を示している。これからは日々変化している社会情勢の機軸をしっかりと捕らえながら、既存の産業の振興と併せて社会の

ニーズにあった地元の特産品を使用した製品開発・販売に取り組むなど、付加価値を高めた産業の育成が必要となっている。

イ その対策

(ア) 高生産性の確立

今後は農林水産物等の一次産品を加工して付加価値を高める産業の育成を図るため地産地消を積極的に進めながら、農林・水産・商工等各分野が一体となった産業の育成が必要であり、職業として魅力とやりがいのある農林水産業を確立するため、各種生産基盤の重点的な整備を図るとともに、環境保全型農業の推進や、効率的で環境にやさしい海面養殖業の振興に努め、それらを広くPRし、本市独自の競争力のあるブランドの育成とそれらを販売できる施設整備や販路の開拓に努める。また、こうした第1次産業、第2次産業と観光・レクリエーション産業等との有機的な結合によるPRも積極的に推進していく。

(イ) 都市農村交流の推進

平成17年4月の「道の駅たるみず」の開設により都市住民と地域住民が地域の特産物を通じて交流を図ることが可能となり、道の駅は本市におけるこれらの拠点施設となった。また、平成22年4月に猿ヶ城溪谷に開設した「猿ヶ城溪谷 森の駅たるみず」は、体験宿泊施設として都市と農山漁村の交流促進を図る目的で整備されたもので、大人数による長期の宿泊や研修等が可能な施設である。これからは、こうした施設を有効的に利用しながら、新たな販売施設の建設も視野に入れ、体験観光により本市の農林水産業を理解していただき、観光産業と一体となった総合的な農林漁業の推進を図っていく。

(ウ) 地元産業の育成強化

地域に根ざした商工業の振興を図るため、異業種間交流の促進や経営改善に対する支援など地元産業の育成強化に努める。また、本市の基幹産業である農水産業と商工業、他産業との連携を図るとともに、新たな産業の育成により地域経済の一層の活性化を図りながら、経営基盤の不安定な産業については、利子補給事業などの支援に努める。

(5) 企業の誘致対策

ア 現況と問題点

本市における企業誘致状況は、これまでに県外企業6社、県内企業1社を誘致し、本市産業の主要な位置を占めている。

若年層の流出を防ぎ地域社会の活力を増進するためには、就業の場の確保が最大の課題であるが、全国的な景況悪化が続いており、企業の設備投資意欲は弱く、円高や生産コスト等を背景とした企業の海外移転など、国内産業の空洞化も顕著化している。

イ その対策

このような状況の中で、企業誘致はますます厳しくなると思われるが、本市産業構造の高度化、就業機会の増大による活力ある定住社会の形成を図るため、工業用地の確保や優遇制度の拡充など企業立地の受け皿づくりに努めながら、時代のニーズに合致した企業誘致を図っていく必要がある。

(6) 起業の促進

ア 現況と問題点

技術革新による、情報化、国際化、高齢化、経済のサービスの急速な展開により、経済社会全般が大きな転換期を迎えている現在、本市がより一層発展していくためには、時代の変化に対応した既存産業の新たな展開や新たな産業分野の開拓を図っていくことが必要となる。

本市は、南北 37km の長い海岸線を持ち、温暖な気候の中で、水産物、農林産物、温泉及び温泉水などの数多くの資源があり、観光資源などさまざまな多くのポテンシャルを有している。それらを有効に利活用し、地域の特性を最大限発揮することによって、新たな産業の育成を図りながら、既存産業についてもより一層の発展を図る必要がある。

イ その対策

(ア) 既存産業の高付加価値化

既存産業のより一層の発展を図るために、異業種間の交流に対する支援に努めるとともに、本市の特性である温泉や温泉水、及び農林水産物を活用した付加価値の高い産業の振興に努める。

(イ) 新たな産業分野の開拓

本市のポテンシャルを最大限引き出し、地域経済の活性化を図るために、福祉産業、環境保全型産業、レジャー産業、情報産業などの新たな産業の育成を積極的に推進するとともに、これらの産業が立地するための受け皿づくりに努める。

(ウ) 人材確保のための基盤整備

新たな産業の立地を促進するため、従業員が働きやすい、居住環境や教育、医療環境等、生活環境の整備に努める。

(エ) 第 6 次産業の育成・起業家の養成

大企業の誘致が困難な状況の中、今後は本市の特産品を活用した地域に密着したスモールビジネスの育成と、都市と農山漁村の交流を柱とした観光産業の推進など既存産業の付加価値を高めるため、第 6 次産業化に向けた産業の育成と起業家の養成を図っていく。

(7) 商業の振興

ア 現況と問題点

本市の商業人口は、産業別就業人口（平成 17 年国勢調査）のうちで卸小売業 16.7%、サービス業 28.1%、合計 44.8%を占めている。

また、平成 19 年度の商業統計による卸小売業商店数は 273 店、従業員数は 1,294 人、年間販売額も 255 億 8,467 万円となっている。商業を取り巻く情勢は、生活水準の向上やモータリゼーション、情報化などの進展に伴い、消費者ニーズが変化、高度化するとともに消費行動の広域化が進み、商圈構造が変化してきており、大規模小売店舗法廃止にあわせた、大型店の郊外出店などにより中心商店街の衰退が進む中、これらの再生を図るため、市町村と商工業者など市民や商工会が連携し、主体的に市街地の総合的・一体的な整備を図ることが求められている。

本市においては、過疎化の進行による全体的な購買力の減少と併せて、大隅半島の中核的存在である鹿屋市や隣接する霧島市、県都鹿児島市など周辺の他の都市へ購買力が流出

している状況の中、地域の商業機能としては、最寄り品を中心とした近隣型商業地という性格になっており、購買層の高齢化等に対応した、地域に密着したきめ細かなサービスの提供を促進し、経営の近代化や共同事業等による地域商業の活性化を図る必要がある。

しかし、地方における景気回復には時間を要しその影響は深刻であり、将来を望めない状況の中、多くの商店では後継者の確保も困難な状況である。こうした中、省資源化、環境問題、安全性などに関する情報の発信など、更に社会環境や消費者ニーズへの対応が求められている。

また、本市の工業は、平成20年工業統計では、事業所数35か所、従業員数985人、製造品出荷額294億8千万円（従業員4人以上の事業所）となっている。

今後は、地域の商工業が自立的に発展していくために、地域の個性にあった経営の改善や人材の確保育成、異業種間交流等の促進などに取り組んでいく必要がある。

イ その対策

（ア）商業環境の整備

街路灯や植栽、駐車場の整備、空き店舗対策など、商業空間の再構築と併せて個性と魅力にあふれた商業環境づくりに努めながら、特産品を利用した新たな物販とあわせた飲食サービスの拡充により余暇散策の場、情報提案の場としての総合的な商店街整備を促進する。

（イ）地域商業の活性化

多様化・高度化する消費者ニーズに対応できる地元商業の振興を図るため、商店経営の近代化や共同事業の促進などに努める。また、ふれあいフェスタなどの観光イベントや、商工会、通り会などで実施される独自のイベントへの支援を図りながら、明るく活気のある商業環境づくりに努める。

（ウ）消費者対策の推進

市民の消費生活の向上を図るため、消費生活や地域の施設利用状況などに関する的確な情報の収集・提供に努め、これらを公開することでこれまでに無かった購買機会の創造を図る。また、高齢者等に対するサービスの強化により、地域に密着したきめ細やかなサービスの提供を行っていく。

（エ）地元産業の育成強化

地域に根ざした商工業の振興を図るため、異業種間交流の促進や経営改善に対する支援など地元産業の育成強化に努め、商工業と他産業との連携を図るとともに、地域経済の一層の活性化を図るため、新たな企業誘致の促進に努める。

（オ）新たな商工業の育成

少子化の進行等による人口減少は、市全体としての購買力の減少を引き起こし、既存の商工業はツーリズム等新たなニーズに対応しきれない状況であることから、商工業の第6次産業化と個人経営から法人化、NPO化などによる雇用の拡大と生産額の確保、観光産業と融合した新たな商工業の育成を図る。

（8）観光又はレクリエーション

ア 現況と問題点

本市は雄大な桜島を望み、錦江湾に面した長い海岸線や、高隈山系の変化に富んだ山々・森林など、自然の景観に恵まれている。

余暇の増大や交通網の整備に加え、ツーリズム指向による人々の自然や地域文化への関心の高まり、本物志向、保養・交流・体験に関するニーズの高まりなどにより、総合産業としての観光産業はますます重要になってきており、観光振興は、地域の経済発展を促すだけでなく、地域の住民がその文化を発見し、創出する貴重な契機となるものであり、まちづくりの重点施策である。

本市には、高峠つつじヶ丘公園や猿ヶ城溪谷などの自然を活かした観光資源のほか、温泉や温泉水、農業や水産業などの産業を活かした資源、歴史・文化的な観光資源など多数あるが、自然景観を利用した観光は夏期が中心であり、年間を通じての集客力は非常に弱いのが現状である。

今後は、こうした資源を効果的に活用したツーリズムの振興による交流人口の増加を基本として、観光産業の振興による地域活性化を目指す施策の実現を目指した施策の実現を図る。

イ その対策

(ア) 観光拠点の整備充実

既存の観光にとらわれない新たな観光の創造により、市内外の住民が気軽に観光・レジャー活動ができるよう、年間を通じて楽しめる温泉等を利用した魅力のある体験型の観光・レジャー拠点として整備した「道の駅たるみず」の整備や都市部と農山漁村の交流拠点施設として整備した猿ヶ城溪谷森の駅たるみずの整備が完了し、道の駅の整備は新たな農水産物販売施設の展開に対し非常に有効な手段として評価できることから、新たな道の駅の整備も視野に入れた観光拠点施設の整備を検討していく。

(イ) 新たな観光振興体制の整備

平成22年3月に新設した垂水市ツーリズム推進協議会の設立により、第6次産業としての観光産業の育成とともに、第1次産業、第2次産業の連携・振興により全市的な観光推進体制の確立が可能となったことから、今後は体験型の教育旅行の招致を中心として、インターネット等を利用した観光資源やイベント情報、特産品の紹介などの情報発信を高めるとともに、訪れる観光客に充分満足してもらえるよう、魅力ある特産品の開発や観光イベントの開催に努める。

(ウ) 人材の育成等

観光を担う指導的人材やリーダーの育成確保を図るとともに、市民や観光事業者を対象とした研修・啓発機会の拡充に努め、本市の素材を活用した料理や土産品等の開発を行い、魅力ある特産品等の提供に努める。

(エ) 広域観光の推進

観光客のニーズを的確に把握しながら、市内外の住民が手軽に楽しめる体験型の観光・レジャー拠点の整備を推進するとともに、魅力ある特産品の開発、PR、イベント等の開催など、多角的に地域を売り出していくことが必要である。また、観光行動の広域化が進むことが予想されることから、大隅地域全体の魅力を高めるために、周辺市町との連携を強化した広域観光の振興にも努める。

ウ 計画

その他（港湾整備）の項の末尾に掲載

（9）過疎地域自立促進特別事業

ア 現況と問題点

（ア）商工業の活性化

商工業の活性化を図るために現在、厚生労働省の事業である雇用創造推進事業、雇用創造実現事業による商工業の進展、雇用の確保の取り組みを行っている。こうした事業は短期的なものであることから、長期的な対応が必要である。

（イ）観光の振興

少子化の進行等による人口減少、市全体の消費が低迷する現状の中、交流人口の増加による地域活性化は大きな成果を上げる可能性のある施策の一つである。平成22年3月に垂水市ツーリズム推進協議会が設立され、第6次産業としての観光産業の育成とともに、第1次、第2次産業の振興により全市的な観光推進体制の確立が可能となった。

イ その対策

（ア）商工業の活性化

商工業活性化のためには雇用の確保を図り、そのために新たな産業の構築を行う必要があることから、引き続き更なる事業の展開を検討していく。

（イ）観光の振興

インターネット等を活用したツーリズムの振興による都市と農山漁村の交流促進や、体験型教育旅行等の交流人口の増加による観光振興、地域振興を積極的に行う。

ウ 計画

※雇用推進事業：商工業の活性化については、現在厚生労働省の事業である雇用創造推進事業、雇用創造実現事業による商工業の進展、雇用の確保を行っているが、こうした事業は短期的なものであることから、市としても引き続き雇用の確保を図りつつ、商工業の推進のために新たな産業の構築を行う必要がある。そのための更なる事業の展開を検討する。

※商工関連イベント支援事業：平成22年3月に新設した垂水市ツーリズム推進協議会の設立により、第6次産業としての観光産業の育成とともに、第1次産、第2次産業の振興により全市的な観光推進体制の確立が可能となったことから、今後は体験型の教育旅行の招致を中心として、インターネット等を利用した観光資源やイベント情報、特産品の紹介などの情報発信を高めるとともに、訪れる観光客に充分満足してもらえるよう、魅力ある特産品の開発や観光イベントの開催に努める。

※ツーリズム推進事業：少子化の進行等による人口減少、市全体の消費低迷が続く中、交流人口の増加による地域活性化は大きな成果を上げる可能性のある施策の一つである。本市では、平成22年3月に垂水市ツーリズム推進協議会の設立し、第6次産業としての観光産業の育成とともに、第1次産、第2次産業の振興により全市的な観光推進体制の整備を行っている。今後は、本市の観光開発審議会により、ツーリズムの振興による都市と農山漁村の交流促進、交流人口の増加による観光

振興、地域振興を行うためにツーリズムの振興を積極的に行う。

※道の駅活性化事業：道の駅たるみずは本市を代表する観光拠点施設であり、雇用人員 40 名、総売上 4 億 5 千万円を超える商工業の成功例でもある。今後も絶えず新たな視点からの施設整備等が行うと共に、周辺地域や関係者（出荷者等）と一体となったイベント等の開催により集客の向上を図っていく。

(10) その他（港湾整備）

ア 現況と問題点

本市には、県管理の垂水港、市管理の浮津港、二川港の 3 港があり、垂水港は、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ交通主軸の要衝に位置し、今後、大隅地域における住宅、観光、レクリエーション、工業、流通などの諸機能の活性化が期待されている。

現在の鴨池、垂水間のフェリーは昭和 49 年の就航以来、市民の足として幅広く利用されているが、鴨池地区の業務機能の拡充や都市化の進展、平成 10 年に垂水港本城地区に移転したフェリーターミナル施設の拡充により、今後その重要性は増すものと思われる。

垂水港垂水地区については、フェリーは本城地区に移転したものの、泊地が狭小なうえに漁船等の出入りが多く危険であり、高潮対策と併せた改修を急ぐ必要がある。

浮津港については概ね整備が終了し、地元漁業者の漁船漁業（一本釣り）及び養殖漁業（ハマチ養殖）等、水産業振興の上からも漁船対策として利用されている。

イ その対策

垂水港本城地区については、県都鹿児島市や薩摩半島と大隅半島を結ぶ海上交通の要衝として重要な港湾施設であり、また、産業面でも重要な役割を担うことから、フェリーの増便や営業時間の延長、朝夕の混雑時における高速船の導入など、関係機関に対して積極的に要請していく。また、垂水港垂水地区については、フェリー発着場の移設に伴う、商業機能の地盤低下等を防ぐため、周辺地域の活性化を目指した企業の進出に努力し、遊び、憩いを中心としたアメニティ空間等の整備によるウォーターフロントの開発・活用を図る。

ウ 計画

以下のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農村災害対策整備事業	県	
		中山間地域総合整備事業（垂水地区）	県	
		経営体育成基盤整備事業	市	
		農地・水・環境保全向上活動支援事業	任意 組合	

	林業	堆肥センター運営事業	市	
		林業振興資金貸付	市	
		間伐実施事業	市	
		森林整備地域活動支援事業	市	
	(2) 漁港施設	垂水南漁港地域水産基盤整備事業	市	
		海潟漁港広域漁港整備事業	県	
		牛根麓漁港広域漁港整備事業	県	
	(3) 経営近代化 施設 農業	有害鳥獣捕獲事業	市	
		担い手育成支援事業	市	
		新規就農者支援事業	市	
		活動火山周辺地域防災営農対策事業	任意 組合	
	水産業	農業・農村活性化推進施設整備事業	任意 組合	
		市食肉センター運営事業	市	
		海面環境保全事業	市	
		種子島周辺漁業整備事業 (畜養殖用施設)	漁協	
		種子島周辺漁業整備事業 (漁船係留施設)	市	
		藻場造成事業	市	
		種苗放流事業	漁協	
		種子島周辺漁業対策事業 (魚礁設置)	市	

	(7) 商業 その他	種子島周辺漁業対策事業「観光漁業施設整備事業」	市	
		ふれあい放流事業	漁協	
		種苗放流事業	市	
		商工会利子補給事業	市	
		商工会運営事業	市	
		地元水産物販売促進事業	市	
	(8) 観光又は レクリエーション	垂水しおかぜ街道整備事業 (市単独分)	市	
		宮脇公園整備事業	市	
		猿ヶ城溪谷総合整備事業	県・市	
		高峠公園維持管理事業	市	
	(9) 過疎地域 自立促進特別事業	高峠公園施設整備事業	市	
		雇用推進事業	市	
		商工関連イベント支援事業	市	
		ツーリズム推進事業	市	
		道の駅活性化事業	市	
	(10) その他	海岸事業（垂水海岸高潮対策 負担率 8.1%）	県	
		港湾事業（垂水港改修 負担率 21.28%）	県	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 道路網の整備

ア 現況と問題点

本市における道路網は、国道 220 号、県道として主要地方道 2 路線、一般県道 2 路線、市道として 363 路線及び農道、林道からなっており、道路の整備状況は次のとおりである。

(ア) 国・県道

国道(220号)及び県道(垂水南之郷線、垂水大崎線、国師境線、垂水港線)は、いずれも大隅地域北西部の広域幹線道路である。

国道220号は、市の海岸線に沿った集落を結びながら霧島～垂水～鹿屋～志布志～宮崎県へ南北に縦走し、管内は一次改築として全線舗装済である。

しかし、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ交通の要衝にあたる本市は、モータリゼーションの発達及び大型フェリー等の機能強化のため、交通量の増加や車両の大型化に対応できない状況にあり、現在新城地区において二次改築が整備中である。

また、この国道は、海岸線を走るため集中豪雨や台風によってたびたび崖崩れや土砂流出による通行不能を招き、交通災害の危険性も高いことから早崎地区(桜島～前崎区間)に牛根大橋が完成し、平成20年3月には全面開通となり、交通規制も緩和されることになった。残る脇登地区～早咲大橋起点区間についても早急な整備促進が図られている。しかしながら、牛根境地区については、降雨による規制は依然として残るため、この改善が強く望まれている。

次に県道のうち、主要地方道垂水南之郷線は、大隅地域の基幹道路として、曾於地域から鹿児島市に至る最短ルートとして、今後交通量の増加が予想され、現在、改良整備中である。

また、同垂水大崎線は、牛根二川から大崎町を結ぶ路線であり、現在は桜島火山活動対策の面からも同地域の避難道路としての要素も強く改良整備中である。

一般県道国師境線は、牛根境から霧島市福山町及び鹿屋市輝北町を結ぶ路線であり、部分的に未改良区間があるため改善が望まれる。

垂水港線を除く、これらの県道はいずれも山間地域を経路としていることから農林業(畜産を含む)はもとより、観光、レクリエーション等の開発、振興の上からも改良整備が望まれる。

(イ) 市道

現在市道認定している路線は、363路線、214,766mであり、改良率60.1%、舗装率95.5%の整備状況で、改良が大きく遅れている。

市道の整備は「まちづくり」の根幹であり地域活性化の上からも極めて重要であり、国・県道及び集落間を結ぶ地域内幹線道の整備はもとより、市民の生活道路としての利便性・快適性・安全性が強く望まれているが、既成道路も路面の老朽化が著しく、また排水処理等早急な改善が必要となっている。

(ウ) 農道

農道は総延長160,236mであり、改良率48.6%、舗装率47.6%となっているが、幅員が狭く、急勾配・曲道が多いため、今後も、農産物の流通促進、効率化とあわせた集落間の連絡道として農村環境の改善に努めながら整備していく必要がある。

(エ) 林道

本市の林野面積は、12,386ha、総面積の76%を占めている。そのうち国有林が3,945haもあり林野面積の32%を占めている。林道開設事業については、以前から過疎対策事業として整備してきているが、急峻な地形による工事の困難さや受益者の無償提供が建前となっていることから、用地交渉が難航し、事業計画に支障をきたす事例が多い。

イ その対策

(ア) 国・県道

- a 早崎改良の早期整備を促進する。
- b 国道220号の新城・柗原地区の整備を促進する。
- c 牛根境地区防災事業の早期事業化の促進を図る。
- d 牛根地区歩道の早期整備を促進する。
- e 国道220号の新城・鹿屋間バイパスの新城地区着工を促進する。
- f 主要地方道垂水南之郷線、垂水大崎線の改良等、早期整備を促進する。

(イ) 市道

- a 生活道路としてはもとより、産業振興を図るうえからも地域内幹線道路の整備を促進する。
- b 既存道路の維持、補修等市民の生活道路としての整備を推進する。
- c 景観等に配慮し、うるおいと親しみのある道路づくりをめざし、歩道設置やガードレール等交通安全施設の整備を推進する。

(ウ) 農道

生産活動に重要な基幹農道の整備を推進するとともに、農地の基盤整備事業による農道の整備もあわせて推進する。

(エ) 林道

生産資材及び農林産物の搬入・搬出を容易にし、経営の安定化を図るため、林道網の拡及び整備を推進する。また、既設路線についても年次的な整備を行う。

ウ 計画

過疎地域自立促進特別事業（公共交通体系の整備、地上デジタル放送難視聴地域対策）の項の末尾に掲載

(2) 通信、情報網の整備

ア 現況と問題点

(ア) 通信

本市の通信網については、防災行政無線と電話回線が主であるが、近年新技術の発展がめざましく、携帯電話の普及やインターネット等の利用も飛躍的に増加してきている。

防災行政無線については、平成5年度に市内39ヶ所の屋外拡声装置と1,800台の戸別受信機を設置し、災害時の迅速適確な避難広報等は勿論のこと、平常時には一般行政の広報にと幅広く活用しているが、今後デジタル化への移行の検討が必要である。また、災害時の無線設備として、現在N T Tの孤立防止用無線設備が牛根支所・新城支所・鹿児島きもつき農業協同組合垂水地区事業本部大野原支所及びN T T垂水送信所の4ヶ所に設置され、自然災害時における通信情報施設としての役割を担っている。このほか、平成6年6月には国の総合土砂災害対策モデル事業として雨量監視システムを導入し、牛根境・二川・小浜・高峠・市木・垂桜・本城・新城の市内8ヶ所の土砂災害危険箇所内に設置された雨量計の情報を消防署に無線で送信することにより、コンピューター分析・解析し、雨量の状況をきめ細かく把握し、土砂災害、河川災害等に対し、警戒巡視及び広報活動に活用でき、防災面での早期的な手段が取られている。

(イ) 地上デジタル放送難視聴地域対策

本市の地形は、台地が多く海岸線までせまり、その間に集落が散在しているような場所や山間部に集落が多い。それに加えて平成23年7月の地上デジタルテレビ放送完全化に伴い、中継局の廃止や発信場所の変更等により「新たな難視聴地域」が存在することとなった。このことは市民の災害等の情報収集及び日常生活に支障をきたし、安心安全面から早急な対策が必要とされている。

(ウ) 高度情報化社会への対応

近年の情報通信技術の進歩と規制緩和を背景にした通信手段の多様化など、情報通信を取り巻く環境は大きく変化してきており、高度情報化社会は着実に進展してきている。情報化社会の進展は、都市と地方の時間と距離を短縮し、地域格差是正の一端を担うものであり、新たな社会資本のひとつとして情報通信基盤の整備が必要とされるようになってきており、このような中、本市においては、行政の情報化と相まって地域情報交流拠点施設整備モデル事業や地域イントラネット基盤整備事業の導入により地域全体の情報化を進めている。今後は、各種行政情報の提供や情報交流の推進など、市民の視点に立った、地域情報・通信情報技術のコンテンツ形成により、市民生活の質の向上や産業振興、市内外からの情報の送受信によるPR等多目的な利活用を図る必要がある。

イ その対策

地域情報交流拠点施設整備モデル事業や地域イントラネット基盤整備事業等により整備した地域間の情報交流の場等の情報通信基盤を維持・更新するとともに、住民が手軽に行政サービスを受けられるよう、各種行政情報の提供など、その活用に向けた積極的な取り組みに努める。また、高度情報化社会を担う人材の育成を図るため、情報活用教育、研修を積極的に行う。

通信網の整備については、今後は、平成5年度に整備した防災行政無線のデジタル化を検討しながら、住民の安全確保におも一層努める。難視聴地域については、現在進められている地上波デジタル放送の動向を見ながら引き続き実態を把握して、必要があれば関係機関と協力してその対策を講じていく。

また、新たな難視聴地域については、現在進められている国等の動向を踏まえて、対象地域の調査・改善策等への取り組みを行う。また、継続的な機器の管理についても行政としての責任を果たしていく。

ウ 計画

過疎地域自立促進特別事業（公共交通体系の整備、地上デジタル放送難視聴地域対策）の項の末尾に掲載

(3) 地域間交流

ア 現況と問題点

高隈山系を背後に持つ本市は、その名の通り良質な水に恵まれ、また世界有数の活火山桜島にも近く、昔から大隅半島随一の温泉地としても栄えてきた。近年、この自然の恵みを生かし、「飲む温泉水」や良質の水を活かしたカメ壺仕込みの焼酎は全国的にも有名な特産品となっている。このほか、天然素材を生かした菓子類、温暖な気候のなかで育つポンカン等の柑橘類、日本一を誇るサヤインゲン等の野菜類、穏やかな内水面を利用した養殖

はブランドカンパチ「海の桜勘」、ブランドブリ「ぶり大将」を生みだし日本有数の出荷量を誇る。しかしながらこうした特産物も、一部の業者を除いては流通体制の構築が遅れている状況にあった。

また、一方で本市は古くから大隅半島の玄関として発展してきたが、少子高齢化の進行により人口は減少し続けている。

市としては平成17年4月に交流人口の拡大を目指して、北部の牛根地区に道の駅たるみずを農林水産省、国土交通省と協力して建設し、当駅は開設以来年間80万人以上の来館者がある九州でも有数の道の駅に成長した。

しかし、道の駅は位置的に北部にあるため、市の中心部までの波及効果が薄いことから、訪れた数多くの観光客を当地に滞留させる工夫が必要であることや観光客からの宿泊に関しての要望、近年盛んになりつつあるグリーン・ツーリズム等の体験型観光の推進を図る上から、平成20年度事業として農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、水之上地区に都市と農山漁村の交流を促進するための宿泊体験施設として平成22年4月に猿ヶ城溪谷森の駅たるみずを開設したところである。

イ その対策

市としては、過疎化による人口減少による商業を中心とした産業の停滞を解決する手段として、観光の振興を基点に地域間交流を促進し交流人口を拡大することでの地域振興を目指しており、恵まれた農水産物や特産品等の本市特有の物産の販売や体験型教育旅行の招致等に必要な施設整備を行ってきた。

施設の整備については、道の駅たるみずや猿ヶ城溪谷森の駅たるみずの完成により整いつつあるが、今後はこうした施設を有効に生かすためのソフト事業の展開を図る必要がある。

そこで、体験型教育旅行の促進を目指した体験メニューの開発、農家・漁家宿泊体験事業の推進、既存の商業施設や宿泊施設との連携の強化や支援対策の検討、県内のツーリズム関係団体との連携による体験型教育旅行の受入推進等を随時進める計画である。

また、交流人口を拡大するため、新たな施設整備として大野原地区における体験観光施設の整備や本市特有の37キロの海岸線を活かした垂水市しおかぜ街道の整備、南部地区における地域特産品の販売拠点施設等の整備を予定しており、こうした施設整備やソフト事業の拡充により、本市の基幹産業である農畜産業や水産業の振興を図り、併せて総合産業としての観光産業の育成・拡大による地域の活性化を図っていく。

ウ 計画

過疎地域自立促進特別事業（公共交通体系の整備、地上デジタル放送難視聴地域対策）の項の末尾に掲載。

（4）過疎地域自立促進特別事業（公共交通体系の整備、地上デジタル放送難視聴地域対策）

ア 現況と問題点

（ア）公共交通体系の整備

本市の公共交通機関はバス事業者が運行する路線バスのみで、沿岸部の国道を走っており、隣接する鹿児島市、霧島市及び鹿屋市と結ばれている。一方、市内にはバス停留所までの距離が遠いため交通の便が非常に悪い、いわゆる交通空白地域が山間部に点在する現状となっている。

平成 21 年 12 月 1 日からは、大野地区及び水之上地区で運行していたコミュニティバスの利便性強化と事業の効率化を図るとともに、交通空白地域であった市木地区の新たな交通手段として「事前予約型乗合タクシー」の運行を開始した。

高齢化が進行する中で、中山間地域における高齢者等の交通手段の確保は重要な課題である。

(イ) 地上デジタル放送難視聴地域対策

本市の地形は、台地が多く海岸線までせまり、その間に集落が散在しているような場所や山間部に集落が多い。それに加えて平成 23 年 7 月の地上デジタルテレビ放送完全化に伴い、中継局の廃止や発信場所の変更等により「新たな難視聴地域」が存在することとなった。このことは市民の災害等の情報収集及び日常生活に支障をきたし、安心安全面から早急な対策が必要とされている。

イ その対策

(ア) 公共交通体系の整備

本市の公共交通体系を考える上では、路線バス等を維持していくことが大前提であり、新たな交通手段の導入等についても路線バス等の効果的な活用や連携を視野に入れながら、交通体系の構築を図っていく必要がある。

過疎化の進む地方バス路線は旅客減少に歯止めがかからず、利益を計上するに至っていない。そこで、引き続き国や鹿児島県と協調しながら予算の範囲内において補助金を交付し、地方バス路線の運行の維持を図る。

各地域と中央地区との移動を目的とした乗合タクシーについては、持続的な運行のために、国庫補助金を活用しながら運行費を負担していく。

交通空白地域については、日常交通の実態や公共交通へのニーズ調査の実施と、対応策を検討していく。

(イ) 地上デジタル放送難視聴地域対策

テレビ放送の難視聴地域解消を目的とし、地上デジタル放送を受信するために整備された受信点設備、有線伝送路、送信設備等の維持・管理を行い、よって基礎的な生活環境としての住民の安心・安全を守る情報インフラの維持管理に努める。

ウ 計画

※廃止路線代替バス運行補助金：過疎化の進む地方バス路線は旅客減少に歯止めがかからず、利益を計上するに至っていない。しかしながら、本市では唯一の公共交通機関として、地域住民にとっては欠かせない存在である。そこで、地方バス路線の運行の維持を図り、もって地域住民の福祉を確保するため、補助対象事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものである。総事業費は、前々年の 10 月から前年の 9 月までの運行に係る赤字補てん額であり、前年度において市はバス事業者に補助金を支出している。市の補助金をもとに翌年度、県から補助金（補助率 1/2）が市に交付される。

※事前予約型乗合タクシー運行負担金：大野地区及び水之上地区で運行していたコミュニティバスの利便性強化と事業の効率化を図るとともに、交通空白地域であった市木地区の新たな交通手段として平成 21 年 12 月から運行している「事前予約型乗合タクシー」の運行負担金である。垂水市地域公共交通活性化協議会の事業費に対して国庫補助金が交付され、その残額を市が負担する。

※「新たな難視聴地域（浦川内地区）」整備対策事業：新城浦川内地区において、山間部等の地理的

条件によるテレビ放送の難視聴の解消を目的とし、地上デジタル放送を受信するために整備された受信点設備、有線伝送路、送信設備等の維持・管理を行い、よって基礎的な生活環境としての住民の安心・安全を守る情報インフラの維持管理に努める。

※橋梁長寿命化事業：本市が管理する 103 橋の長寿命化修繕計画を作成し、適正な維持管理を実施することで、橋の延命を図る。

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系 の整備、情報化及 び地域間交流の促 進	(1) 市町村道 道路	内ノ野線改良（2期地区） L=1,780m W=10m	市	
		元垂水原田線改良 L=1,000m W=10.5～6.5m	市	
		元垂水原田線改良（2期） L=4,300m W=6.5m	市	
		中洲線改良 L=630m W=10.0m	市	
		中洲線橋梁整備 L=86.3m W=10.5m	市	
		垂水1号線改良 L=1,100m W=7.0m	市	
		大浜・横間線改良 L=1,900m W=7.0m	市	
		浜平大都線改良 L=2,000m W=8.0m	市	
		市道等整備及び道路維持事業	市	
		交通安全対策事業	市	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業（ハード）	市	
	(5) 電気通信 施設等情報化施設	地域イントラネット機器更新事業	市	
		「新たな難視聴地域（浦川内地区）」 整備対策事業（ハード）	市	
	(10) 過疎地域 自立促進特別事業	廃止路線代替バス運行補助金	市	
		事前予約型乗合タクシー運行負担金	協議会	

		「新たな難視聴地域（浦川内地区）」 整備対策事業（ソフト）	任意 組合	
		橋梁長寿命化事業（ソフト）	市	

4 生活環境の整備

（1）水道施設

ア 現況と問題点

本市には、上水道事業、境地区及び小谷・段地区の公営簡易水道事業に加え、境地区以外の牛根全域、市木、大野などの地域に21の小規模水道事業等が点在する。

上水道事業については、昭和36年に創設認可を受けて内ノ野浄水場等の施設を整備し、昭和39年に給水開始して以来2回の拡張事業を経て、平成2年度からは第3次拡張事業により整備を進めている。計画給水量は最大9,600 m³/日まで増加したが、平成19年の計画変更申請により、現在は計画給水量8,400 m³/日、計画給水人口15,000人となっている。

老朽管（石綿管）更新を平成18年度で完了し、上水道の基幹施設である内ノ野浄水場改修も平成21年度に完了したことにより、今後は維持管理中心の事業展開になってくると考えられるが、昭和38年築造の井川配水池など一部に改修の必要な老朽化施設が残っている。

また、給水人口の減少、異常気象や桜島の降灰等による予測困難な給水需要は、水道事業経営の不安定要因となっている。

公営簡易水道については、境地区は平成15年度、小谷・段地区は平成18年度から給水開始し、現在は維持管理業務を中心として簡易水道特別会計で運営されている。

国は、簡易水道事業経営の効率化・安定化のため上水道事業への統合を推進しており、本市においても統合を計画しているが、上水道事業には多大な負担が予想され、一般会計からの財政支援が不可欠となる。

小規模水道については、施設は山間部に多く点在しており、渇水期には水不足になることがあり、水質管理が十分でない施設もある。また、住民の高齢化に伴い、日常管理が負担になってきている。

イ その対策

上水道事業においては、水質管理対策を継続・強化するとともに、ライフラインとして災害に強い配水管路網の構築を推進する。

また、井川配水池については、耐震診断の結果、構造的には問題のないことが確認されたので、改修を行い配水池機能の維持を図る。

経営面では、今後も給水人口の減少傾向が予想されることから、安定した経営基盤の維持のため、さらなる効率化促進とコスト削減を進めていく。

公営簡易水道事業の上水道事業への統合時期については、財政対策、組織体制等について十分な検討を行ったうえで決定し、簡易水道事業経営の健全化を推進していく。

市内21ヶ所の小規模水道については、公営水道としての施設整備への条件を整えば、上水道事業での整備もしくは効果的な補助制度を導入しての整備を、費用対効果も考慮して計画的・段階的に進めていく。当面は、既存施設の実態把握に努め、施設管理、水質管理等の適切な指導を行っていく。

○特に重点を置く施策

・原水及び浄水設備事業

水源地からの導水管を更新し、導水能力の改善を図る。

- ・配水設備事業

災害に強い配水管路網の構築や老朽管更新、井川配水池の改修等を行い、安全な水の安定供給と漏水防止による持続的な健全経営を図る。

ウ 計画

その他の項の末尾に掲載

(2) 下水処理施設

ア 現況と問題点

鹿児島湾は、景観、産業ともに重要な位置を占めているが、生活排水による汚染が進んでおり、特に閉鎖性の高い湾奥部の水質汚濁原因に占める生活排水の割合が最も高くなっており、湾奥部に位置する牛根地区については、県の「生活排水対策重点地域」に指定されている。

本市の生活排水の処理については、公共下水道が設置されておらず、小型合併処理浄化槽、牛根境地区の漁業集落排水、潮彩町の合併処理浄化槽で約 40% (H20 年度末) が処理されているが、生活排水の 6 割近くが未処理のまま鹿児島湾に排出されているのが現状である。また、本市の海域は基幹産業である水産業の面からも重要であり、河川、海域の水質を保全することが重要な課題となっている。

イ その対策

生活排水対策の実施における実質的な成否は、住民自身の理解と協力にあると考えられる。そして、この理解と協力を得る為には水環境の悪化に対して、生活排水がいかに関与しているかという認識、すなわち住民自身の生活排水の浄化に対する意識の高揚が必要である。

今後は「垂水市生活排水対策推進計画」に基づき、地域の実情に応じた下水道事業や、農業・漁業集落排水事業の取り組みの推進、小型合併処理浄化槽の積極的な普及拡大を推進する。

ウ 計画

その他の項の末尾に掲載

(3) 廃棄物処理施設

ア 現況と問題点

(ア) ごみ処理

ごみ処理に関しては、本市は、平成 14 年度に完成した「堆肥センター」に生ゴミを堆肥の原料としてリサイクル搬入してから、市民の協力により全市を上げて本格的な分別を徹底して行ったことにより、焼却するごみの量は激減し、その処理費も飛躍的な軽減が可能となった。収集については一部を除く市内全域を、可燃物については週 1 回、不燃物・リサイクル品については月 2 回それぞれ行っている。

収集されたゴミは、不燃ごみ・粗大ごみは高峠最終処分場へ搬出していたが、可燃物を含めたすべてのゴミを、平成 20 年度からは、新しく稼働した広域の肝属地区清掃センターへ搬出している。また、高峠最終処分場も平成 20 年度から、休止している。

このような状況のなかで、ごみの減量化、資源化、リサイクルの更なる推進は、引き続き今後も重要な課題となっている。

(イ) し尿処理

し尿の処理は、許可業者の汲取収集と家庭等の浄化槽処理等によって行われている。また小型合併浄化槽の設置も推進していることもあり、浄化槽汚泥の搬入割合が増加している中、チッ素・リンの規制値に適合した処理を行い、錦江湾ブルー計画の目的達成のため、新たなし尿処理施設を整備し適正な処理を行っている。

(ウ) 火葬場

火葬場については、平成 17 年度に完成した火葬場で、故人を敬う施設へと改善された。

イ その対策

(ア) ごみ処理

平成 12 年 7 月 1 日 2 市 9 町による広域処理の一部事務組合が設立され、平成 20 年度に広域の肝属地区清掃センターが稼働し、ごみの広域処理の統一的な推進に努め、ゴミ減量化を目指している。

全国的なゴミの資源化・リサイクル化が推進されている中で、当市は平成 14 年 11 月から、資源循環型社会を目指して、ごみの 26 分別を市民の理解を得ながら実施した結果、生ゴミの堆肥化、資源のリサイクル化で、可燃ごみ・不燃ごみ等が減少し成果をあげている。今後ごみの減量化、資源の有効利用、地球環境に対する関心の高まりを背景に、地球環境保全のために、今後もなお一層のリサイクル（資源化）の推進を図るとともに、環境保全のためにも不法投棄がないよう、指導、管理の徹底を図っていく。また、廃止した清掃センターでリサイクルの分別作業を行っているが、清掃センター内の設備を解体し、リサイクルセンターへの変更も今後検討していく

高峠最終処分場については、法改正により、休止しているが処分場からの排水対策等が必要なため、今後も適正な管理に努める。

(イ) し尿処理

し尿の収集には、住民からの収集申込に迅速に対応できるよう、し尿の収集体制の整備を指導し住民サービスの向上に努める。

また、合併処理浄化槽の普及促進により、公共用水域の水質汚濁や臭気公害防止に努める。

(ウ) 火葬場

平成 17 年度からは、新たな火葬場で引き続き火葬場業務を市単独で実施している。今後も適正な運営に努める。

ウ 計画

その他の項の末尾に掲載

(4) 消防救急施設の整備

ア 現況と問題点

消防施設の充実・強化は、市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るために必要不可欠であるが、消防本部及び消防団分団本部は築 30 年以上を経過して腐食等の老朽化が進んでおり、これを修復し消防署及び消防団の車両、資機材等についても年次計画を推進する必要がある。

消防・救急無線について、平成 28 年 5 月 31 日までに、デジタル方式に移行する必要があり、今後の対策・構築を講じなければならない。

消防水利は、毎年計画的に増設されているが、現在の設置状況は水利基準 292 基に対し、195 基の充足率 66.78%であり、今後も上水道配管施設地域については消火栓を、上水道施設のない地域については、耐震性防火水槽を増設配備する必要がある。

火災発生時において活用する資機材の消防ホースは、永年経過のものが多く、現場活動及び訓練時において水漏れ、破損を生じ有効に使用できないことがある。

一方、救急業務については、毎年増加傾向にあり、現在本署は高規格救急車と救急車、分遣所は救急車 1 台の 3 台で運用しており、救急救命士と救急隊員の育成とあわせて、救急資機材の整備を拡充し、今後の救急体制の強化を図る必要がある。

消防団は、市内 9 個分団で構成し、消防ポンプ自動車 8 台、小型動力ポンプ積載車 1 台、及び小型動力ポンプ 14 台を配備し有事に備えている。

人員は、定員 311 名に対し実員 268 名となっており、退団者の欠員補充や団員の高齢化及び若年層の団員確保等について今後検討する必要がある。

近年、消防を取り巻く環境は、災害の大規模化、市民ニーズの多様化などにより、急速に変化しているが、本市のような小規模消防本部においては、その対応が必ずしも十分ではない状況にある。

イ その対策

消防施設の充実・強化のため、永年経過の消防本部の改修及び消防団分団本部の解体・新築により、消防本部、消防団分団本部の拠点として充実を図り、また、消防車両、資機材等の計画的な更新と適正な維持管理に努め、本市の防災活動に万全に対処するためにも整備を推進していく。

消防・救急無線のデジタル方式への移行に向け年次的な計画により平成 27 年 9 月までに整備を実施し、運用開始できるよう努めなければならない。

消防水利については、中山間地域総合整備事業の導入により、市内全域充足のための配備を行うとともに、防火水槽設置のための用地確保についても積極的に取り組みを行い、万全な水利体制と充実強化に努めるとともに、市内各地域の防災活動に対応するためにも整備を推進する。

現場活動において消防ホースを有効活用するためにも、年次的な計画により更新・整備を進める必要がある。

救急業務については、平成 22 年度に救急救命士 2 名の採用と、救急救命士の養成を推進し、高規格救急自動車の適正な運行体制及び最善の救急業務執行体制を確立して、多発する救急需要に適切に対処し救命率の向上に努めるために、資機材の整備は必要であり推進していく。

消防団員の高齢化は今後も進むことが予想され、若年層の団員確保のため、消防団員の処遇改善や施設の整備改善、備品の軽量化を図りながら、魅力ある消防団づくりを目指す。

また、団員の資質向上のため、各種訓練の充実や消防学校入校による教育研修も推進していく。

消防体制の整備・確立のためには、消防の広域化により、行財政上のスケールメリットを実現することが有効であることから、平成 21 年 4 月 30 日に鹿屋市に準備事務局を設置し、24 年度を目途に垂水市消防本部、大隅曾於地区消防組合及び大隅肝属地区消防組合の広域化に向けて協議を開始した。

ウ 計画

その他の項の末尾に掲載

(5) 公営住宅

ア 現況と問題点

住宅は、人が健康で文化的な生活を営むうえで基本的な施設であり、快適でゆとりのある居住空間を形成する基礎的な要件であり、近年、市民の住宅に関するニーズは多様化、高度化の傾向にあり、量的充実のみならず質への追求が求められている。そうした中、本市の公営住宅は、市営住宅 317 戸、県営住宅 206 戸、定住促進住宅 160 戸であり、本市の世帯数の 9 % である。本市で管理している市営住宅には耐用年数の経過したもの及び耐用年数の 1 / 2 以上経過し、老朽化した狭あいな住宅が全体の 42 % 存在する。住宅需要状況に応じて、これら老朽化した住宅の建て替えや改修もしくは解体の検討が必要である。

イ その対策

公営住宅の建て替え改修については、多様な住宅ニーズに対応した住宅供給を図るため、良質な公営住宅の整備・改善に努めるとともに、公営住宅需要の低い地域においては、公営住宅を解体し、財産譲渡を検討する。また、住宅供給については、適正な土地誘導を図りながら、公共との役割分担のもとに、民間による住宅供給の拡充を促し、質の高い民間住宅の建設の促進に努める。

ウ 計画

その他の項の末尾に掲載

(6) 過疎地域自立促進特別事業

※住宅・建築物耐震等改修事業：鹿児島県安全ストック形成促進地区住宅・建築物安全ストック形成事業により、市の建築物（市営住宅）耐震改修計画を策定する。

※公営住宅ストック総合改善事業：住宅の予防保全的な維持管理や耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により、公営住宅の長寿命化を図る。

※都市計画マスタープラン策定：都市づくりの目標や土地利用、都市施設の整備などについての方針を明らかにするため、マスタープランを作成する。

※浄化槽設置整備事業：公共用水域の保全のため、浄化槽の設置等を行う者に、その設置等に要する費用を助成する。

※垂水市清掃センター焼却設備解体事業：循環型社会形成推進計画を策定し、市清掃センター建物内の焼却設備を解体、撤去し、資源物のストックヤードを建設するための調査事業を行う。

※ゴミ分別業務委託：収集した一般廃棄物の分別業務委託を行う。

(7) その他

ア 現況と問題点

(ア) 都市計画

本市の住環境を全体的にみると、適正な土地利用の促進を図る用途地域制度や、都市施設（都市計画道路・環境センター・と畜場・火葬場等）の老朽化や社会状況の変化等によ

る課題が見受けられ、早急な見直しを図る必要がある。

そこで、土地の合理的な利用を図るとともに住みよい街づくりのために、都市計画法に基づく用途地域を定め環境の整備された住みよい市街地を形成する必要がある。

(イ) 公園

近年、公園の計画的整備保全是市民の心身の健康と憩いの場として各地域に近接した場所での整備が重要である。本市には、運動公園 1 ヶ所を含む都市公園が 12 カ所あるが、ほとんど小規模であり、全体的にみて質、量的にも不足を生じている。

(ウ) 自然災害

本市は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による被害が予想されるため、地域住民に対して災害危険予想箇所の周知をし、早めの避難を呼びかけているが、安全性を高めるため防災施設の整備が望まれる。

桜島の火山活動は活発化し、爆発時には多量の降灰が広範囲にわたって飛散、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしているため迅速な対応が必要である。

イ その対策

(ア) 都市計画

都市計画法に基づく県の「都市計画区域マスタープラン」との整合性を図り、都市計画基礎調査事業と連携し、都市マスタープラン策定及び用途地域の変更を決定し、都市づくりの目標や土地利用、都市施設の整備等についての方針を明らかにし、都市の健全な発展と秩序ある市街地の誘導と形成を図る。

(イ) 公園・緑地等の確保

公営住宅の改善や建て替え等に併せて、道路幅員、公園・緑地の確保を図るとともに、周辺景観と調和した親しみやすいデザインの導入に努める。また、今後は各公園の維持管理を強化し、公園の利用増進を図る。

(ウ) 自然災害対策

垂水市地域防災計画に基づき、急傾斜崩壊対策事業や砂防事業を導入することで、風水害等の災害を未然に防止し、または被害を最小限にとどめ、地域住民の生命と財産を守る。

桜島の降灰除去は、国庫補助事業を導入しながら道路・宅地降灰除去事業及び側溝清掃を実施し、市民の安全で住みよい地域づくりと経済活動の安定を図る。

ウ 計画

以下のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	配水設備事業	市	

	簡易水道	原水及び浄水設備事業	市	
		集落水道維持管理	市	
	(2) 下水処理施設	漁業集落排水処理施設	市	
		潮彩町排水処理施設	市	
	(3) 廃棄物処理施設	一般廃棄物収集委託	市	
		ごみ処理施設	垂水市清掃センター維持管理	市
	し尿処理施設	大隅肝属広域事務組合清掃事業関係負担金	広域	
		垂水市最終処分場廃止事業	市	
		垂水市環境センター維持管理	市	
	(4) 消防施設	消防本部水槽付消防ポンプ自動車 2.5 t	市	
		消防本部広報車	市	
		消防本部救急自動車	市	
		消防本部電源照明車	市	
		消防団消防ポンプ自動車 8 台	市	
		消防団小型動力ポンプ 3 台	市	
		消防本部庁舎改修工事 (本署・分遣所)	市	
		消防団分団本部庁舎新築	市	
		消防団分団資機材庫解体	市	
		救助用資機材 (油圧式一式)	市	
	消防・救急無線デジタル化整備	市		

		救急車用患者監視モニター	市	
		ホース干台新築	市	
		消防用ホース整備（石油交付金事業）	市	
		消防用ホース整備	市	
	(5) 公営住宅	住宅・建築物耐震等改修事業 (ハード)	市	
		公営住宅ストック総合改善事業 (ハード)	市	
	(6) 過疎地域 自立促進特別事業	住宅・建築物耐震等改修事業 (ソフト)	市	
		公営住宅ストック総合改善事業 (ソフト)	市	
		都市計画マスタープラン策定	市	
		浄化槽設置整備事業	市	
		垂水市清掃センター焼却設備解体事 業（ソフト）	市	
		ゴミ分別業務委託	市	
	(7) その他	火葬場維持管理事業	市	
		公園等管理事業	市	
		降灰除去事業（道路・宅地内）	市	
		垂水市建設残土処分場建設 (ハード)	市	
		垂水市建設残土処分場建設 (ソフト)	市	
		河川等環境整備事業	市	
		急傾斜崩壊対策事業（負担率5～10%）	県	
		砂防事業（県単砂防事業 負担率 10%）	県	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 福祉

ア 現況と問題点

(ア) 老人福祉

本市の高齢者人口の割合は、平成 22 年 7 月時点で 65 歳以上人口が全人口の 34.67% を占め、県、国を大きく上回り、高齢化の進展が著しく顕著である。さらに「団塊の世代」が介護保険の利用者となり始める 2015 年、後期高齢者となる 2025 年には高齢者もピークとなることが予想される。

超高齢化社会の進む中、地域においては、寝たきりや認知症の高齢者も増えつつあり、さらに低所得者層の高齢者の増加や価値観の多様化などで、十分にサービスを受けられない高齢者も増えている。

一方、若年層の市外流出等による過疎化や少子化、平均寿命の伸長による介護期間の長期化や介護する家族の高齢化、女性の社会進出等は、家族のありように大きな影響を与え、さらに地域で支え合ってきた地域コミュニティが崩壊し、高齢者にとって「介護」は老後の最大の不安要因となっている。

このような状況を受けて、平成 12 年 4 月に介護保険制度が施行され、家族を中心とする介護から、要介護者等を社会全体で支援する体制が整えられつつある。

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けたいと思うのは誰しも願うことで、その生活を支援するために、高齢者を取り巻く環境の整備や介護保険サービスの他にも虚弱な高齢者を支えるためのきめ細かなサービスを提供することが必要である。

現在、在宅福祉サービス事業として、在宅福祉サービス事業として、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイ・サービス、訪問給食等があり、生きがい対策事業としては、老人クラブ活動助成、老人憩の家でのふれあい、高齢者のスポーツ活動等への支援などを行っている。

また、平成 14 年度から「シルバー人材センター」を設立し、高齢者の「生きがい作り」を念頭において活動を行っている。

(イ) 障害者（児）福祉

本市における各種手帳の交付状況をみると、身体障害者手帳所持者 1,523 人、療育手帳所持者 178 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 50 人となっており、人口 1,000 人当りに占める各種手帳所持者の割合が 96.9 人で、心身に何らかの障害を持ちながら、生活を営んでいる方が少なくない。

平成 18 年 10 月からは、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする障害者自立支援法が施行されたが、本市においては、障害者及び障害児が必要とするサービスを提供する事業所は十分とは言えず、また、利用者の多くが高齢者ということもあり、介護保険サービスに依存せざるを得ない現状にあることから、利用者のニーズに合った、より良いサービスを選択できる基盤を整備するため、サービス提供事業所の確保、地域での新たな事業展開が急務となっている。

(ウ) 児童福祉

乳幼児期は、児童が発達過程の中で、基本的な人格形成、社会習慣の確立に大きな影響を及ぼす極めて重要な時期であり、快適な保育環境の中で、心身の順調な発達が促進されるよう発達段階に応じた適切な保育が必要とされる中、保育に対するニーズも複雑化、多

様化してきている。

本市には、平成 22 年 4 月 1 日現在 6 か所の保育所があり、定員 285 名に対し 262 名の児童を入所措置しているが、定員に対する入所率は 91.9%で定員に達していない状況であるが、保育所によって格差がみられる。本市における出生数は年々減少傾向にあるが、今後も、児童が安心して健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境づくりに努めなければならない。

(エ) 母子父子福祉

本市の母子世帯は、平成 22 年 6 月末現在で、死別、生別合わせて 164 世帯、父子世帯が 19 世帯となっており、うち経済的困窮から生活保護を受けている母子世帯が 4 世帯である。

母子父子世帯は、社会的に孤立しがちで、精神的に不安定になりやすく、特に母子家庭は、条件に恵まれた就業機会が少なく経済的にも厳しい状況にあることから、自立に向けた支援に努めなければならない。

(オ) 生活保護者対策

本市における近年の生活保護の状況は、年金法の改正により、年金額での最低生活が維持可能となったこと等により、平成元年度 188 世帯から平成 5 年度 139 世帯、平成 11 年度 109 世帯と毎年度減少してきた後、平成 16 年度 145 世帯に増加したが、平成 22 年 4 月現在 138 世帯と若干減少してきている。本市は雇用の場が少ないため、若年層の市外転出等により高齢化が進行しており、世帯主の高齢化や世帯員の傷病による稼働困難、扶養意識の低下により仕送り援助がない等といった理由から、生活維持困難になり保護に陥るケースが見受けられる。

したがって、今後についても、高齢世帯、傷病、障害世帯の増加、介護保険料の徴収等により、要保護世帯が増加するものと思われる。

イ その対策

(ア) 老人福祉

平成 20 年度に策定した「第 4 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスの充実を図るとともに、介護度の悪化を防ぎ、健康で介護が必要のない老後を過ごせるための介護予防の推進、在宅での生活を支援するための在宅福祉サービス事業の充実、快適な居住環境の整備、交通の利便性の向上、地域ケアの活動の拠点となる地域包括支援センターなどの整備に努めている。

高齢者にとって、住み慣れた地域の中で安心して生きがいを持って暮らすことのできる社会の形成を図るため、ボランティア活動等の市民組織の育成や高齢者が持つ知識や経験を生かせる場として設置したシルバー人材センターなどを中心として、高齢者が自ら生活意欲を持ち、社会参加できるような環境づくりに努める。

(イ) 障害者（児）福祉

ノーマライゼーションの理念の浸透を目指して、市民の障害や障害者に対する理解が一層深まるよう、啓発・広報の充実を図るとともに、障害者が必要な情報を入手できるよう、情報提供の充実を図る。

障害者の自立した生活を支える体制の整備や障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援の充実、障害に応じた施設整備、既存施設の活用等を視野に入れ、市や関係団体等と連携しながら充実に努める。

思いやる心の醸成などソフト面と建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化を促進し、障害者等が自分の意志で自由に行動し、参加出来る安全で快適なバリアフリーの空間の創出を図る。また、障害者等を事故、犯罪、災害等から守るため、地域ぐるみの防犯、防災体制の整備や災害対策を推進する。

関係機関が連携して障害の早期発見・早期療育の推進を図る。また障害のある子ども一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう、相談支援体制の充実に努める。

(ウ) 児童福祉

入所措置の適正化に努めながら、保育料の保護者負担の軽減を図り、乳児保育、一時預かり、乳児保育、一時預かり、延長保育、地域活動事業等により、児童の健全育成に努める。

また、地域の方々等の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる児童クラブの整備を図り、安心・安全な居場所づくりにより児童の健全育成に努める。

育児不安等を抱える家庭に対する相談・支援のための子育て相談支援センターの利用促進を図り、育児不安等を抱える家庭に対する子育てを支援すると同時に、地域の育児力向上に努める。

教育機関等との連携を図りながら、児童を取り巻く社会環境の変化に対応した教育環境の整備に努めるとともに、就園児家庭に対する支援に努める。

(エ) 母子父子福祉

母子父子家庭の経済的援助の一助として、ひとり親家庭医療費助成を行っているが、さらに母子世帯については母子家庭自立支援給付金事業を利用しながら、条件に恵まれた就業機会を確保することで自立助長と生活の安定向上を図るとともに、これら家庭の抱える様々な問題について、総合的な相談体制を充実し、母子父子福祉の増進を図る。

(オ) 生活保護者対策

生活保護制度に対する正しい認識を市民に広げながら、扶養義務者の能力調査の徹底、扶養意識の高揚に努め、真に生活に困窮する人へは積極的に必要な保護を行う。被保護者に対しては、生活保護法に定める権利・義務の周知を図り、その事情を客観的に把握し、実態に即したきめ細かな自立援助を適切に行う。また、生活保護法の適用に至らないまでも、生活に困窮する人々には、生活福祉資金等の活用を勧めていく。

ウ 計画

過疎地域自立促進特別事業の項の末尾に掲載

(2) 過疎地域自立促進特別事業

※紙おむつ給付事業：家庭において老衰、心身の障害、傷病等のため臥床している状態又は排泄に支障をきたしている状態にある、おおむね65歳以上の高齢者及び65歳未満で重度の心身障害者に対し、紙おむつの給付を行い、在宅福祉の増進を図るとともに在宅ねたきり高齢者等の属する家庭の負担の軽減を図る。

※訪問給食サービス事業：在宅のひとり暮らしや夫婦暮らしの虚弱高齢者または、心身障害者で家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、食事の支援を行うことにより、低栄養の予防や自立した食生活の改善と孤独感の解消を図り、併せて安否確認を行う。

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進	(7) 過疎地域 自立促進特別事業	紙おむつ給付事業	市	
		訪問給食サービス事業	市	
	(8) その他	老人介護手当支給事業	市	
		生きがい対応型デイサービス事業	市	
		社団法人垂水市シルバー人材 センター補助事業	市	
		老人保護措置事業	市	
		福祉有償運送等運営協議会運営事業	市	

6 医療の確保

(1) 医療・予防施設の整備

ア 現況と問題点

近年、高齢化の進行などにより、疾病構造は、がん、心臓病、高血圧などの生活習慣病が中心となっており、また、ストレスの増大などから起こる適応障害や精神障害が増加し、それらの低年齢化もみられる。

本市は、県下でも高齢化の進行した地域であることから、高齢化社会の先進地として、これらに対応した福祉・保健と連携した幅広い医療体制の展開が求められている。

垂水市立医療センター垂水中央病院は、昭和 62 年 3 月公設民営の形態で開院以来、高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴う、医療需要の高度化、多様化医療情勢を踏まえ平成 15 年度に増築を行い、病棟の拡充や、リハビリテーション室、救急救命室、人工透析室の新增設や高度医療機器を設備するなど、市民に的確な医療サービスを提供している。また、市の中核的医療施設として病気の早期発見、早期治療の目的のため、市が行う各種健康診査事業を全面的に受託するなど、医療過疎地域をカバーする医療センターとしての役割を果たしている。

今後は、幅広い市民医療に対処するため、特定診療科や、診療内容・診療体制の充実を図りながら、救急医療体制の充実、経営の健全・安定化が望まれる。

平成 9 年 4 月開設の老人保健施設「コスモス苑」は、病状が安定して入院治療を必要としない人、または家庭内の寝たきり老人などを対象として、リハビリテーションや日常的な介護により心身機能の改善や日常生活行動の向上を図り家庭生活への復帰をめざすことを目的とし、入所定員 95 人、通所定員 40 人で運営されている。施設の利用状況は、ほぼ満床であり、本市の施設介護需要に対し大きな役割を果たしている。

また、生活習慣病と呼ばれる、がん、心疾患、脳血管疾患などは、喫煙や食生活、運動などとかかわりが深く、これらが死因の約 6 割を占める現在においては、「運動、栄養、休養」のバランスのとれた健康的な生活習慣を確立できるよう支援することが必要となる。

そのための健康教育、健康増進、疾病予防対策を積極的に推進し、健康で生きがいのある社会の実現をめざす。

イ その対策

増大かつ多様化・複雑化する保健業務に的確に対応できるように、保健師、栄養士等の人材の確保と資質の向上に努める。また、平成22年度策定の健康増進計画「健康たるみず21」に基づき、地域にあった健康増進の推進に努める。

生活習慣病を予防するため、適切な食生活の改善など各種健康教育や健康相談の充実に努めるとともに、各種がん検診や健康診査の充実、受診率の向上に努める。

結核やエイズ等の感染症を予防するため、疾病に関する正しい知識の普及に努めるとともに、検診の充実と予防接種の徹底に努める。

(2) 医療体制の整備

ア 現況と問題点

救急医療は、傷病の発生に即応して迅速かつ適切に医療を行うことが重要である。そのため本市の、休日、夜間の緊急時における医療体制については、肝属郡医師会が実施する初期救急医療の確保となる、在宅当番医制（初期救急医療）と、鹿屋市医師会が実施する入院治療を要する重症疾患の医療の確保となる、病院群輪番制（第2次救急医療）の2体制で行われている。

また、これらの体制が円滑に連携するために、救急搬送体制を医師会・消防の協力のもとに、市民の救急医療に対処している。

なお、慢性期を迎え在宅での生活を願う、または在宅での生活を余儀なくされた高齢者を対象に、訪問診療体制の整備を図る必要がある。

イ その対策

医師会等関係機関との綿密な連携のもとに、市民の医療需要の実態に即したものにするため、不足する医療を補完し、あわせて総合的・高度な医療を提供しうる中核医療機関として、市立医療センター垂水中央病院の施設・医療機器等の充実により医療水準の向上に努力する。

医師会等関係機関との連携を図りながら、本市の在宅医療体制の整備を図る。

ウ 計画

過疎地域自立促進特別事業の項の末尾に掲載

(3) 過疎地域自立促進特別事業

※在宅当番医制：休日又は夜間における第1次救急医療体制の確保及び救急医療知識の普及を図るため、肝属郡医師会に委託し、市内医療機関における在宅当番医の当番日の調整、在宅当番医の実施及び地域住民への救急医療知識の普及啓発を行う。

※病院群輪番制：休日又は夜間における地域の救急医療機関の当番日の調整及び在宅当番医制を実施している鹿屋市医師会へ対し、肝属郡内2市4町が共同して補助金を交付する。

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設	垂水中央病院管理運営事業	市	
	(3) 過疎地域 自立促進特別事業	在宅医当番医制	市	
		病院群輪番制	市	

7 教育の振興

(1) 学校教育施設

ア 現況と問題点

子どもたちを取り巻く環境の変化や児童生徒の興味・関心が多様化している今日、21 世紀の社会を担う主体的で心豊かな社会人としての基礎を培うという観点に立った学校教育の充実が求められている。

このような中、本市における児童数は、平成 22 年 5 月現在で小学校数が 8 校で、児童数が 704 人（45 学級）であるが、平成 27 年度には児童数が 666 人（38 人の減）学級数が 41 学級（4 学級の減）となる見込みである。また、中学校においては、市内中学校の統廃合に伴い平成 22 年 4 月より垂水中央中学校 1 校となり平成 22 年 5 月現在で生徒数 408 人（13 学級）であり、平成 27 年には 329 人（79 人の減）、11 学級（2 学級の減）となる見込みである。

近年の全国的な人口減少傾向や少子化の進行に伴い、本市でも、今後小学校、中学校とも児童生徒数が減少する見込みであり、今後益々、複式学級化等が進むことも考えられ、教育機関、家庭及び地域社会とが連携・協力し調和のとれた児童生徒を育成していくことが重要となっている。

また、学校施設の状況は昭和 58 年で市内小学校校舎は全て鉄筋化されているが、「地震防災対策特別措置法」により平成 20 年度から平成 22 年度までかけて小学校校舎及び体育館について耐震補強工事が必要な箇所の工事を行う。しかしながら、校舎自体の老朽化が進んでおり、子供たちの安全面の点からも新築もしくは改築を含めた整備を行うことが肝要である。平成 22 年 4 月をもって市内全中学校が垂水中央中学校として統廃合されたことに伴い旧垂水中学校校舎を平成 22 年度から平成 24 年度までかけて大規模改造を行う。昨年来、桜島昭和火口の火山活動は活発化し、降灰は教育環境へも悪影響を及ぼし、普通教室への空調施設整備も必要性を増している。また、教職員住宅についても老朽化が著しく教育環境や教職員の福利厚生観点からも建て替えの必要がある。

国際化・情報化社会の到来を受け、通信技術の発達に伴い、情報手段としてのパソコンの発展がめざましいが、平成 15 年度に地域イントラネット整備事業を導入し、インフラ環境整備を終えている。また、平成 21 年度に先導的教育情報化推進プログラムとして学校 ICT 環境整備事業を導入し、全学校へ電子黒板を導入し動画や写真を使いより深い認識による授業を行っている。

学校給食については、平成 17 年度に統合した垂水市立学校給食センターで市内全地域の小中学校の完全給食を行っており、安心な地場産物を生かした学校給食の充実に努めている。

イ その対策

(ア) 特色ある学校づくりの推進

生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、学校経営の充実や創意工夫を生かした教育活動の推進など、特色のある学校づくりに努め、児童生徒一人一人の能力や個性を生かしながら、体験的な学習や問題解決的な学習を重視した分かる授業を通して、基礎的・基本的事項の定着と創造性や自己教育力の育成に努める。また、外国語指導助手（ALT）の活用、選択履修幅の拡大や協力教授（TeamTeaching）の推進、コンピューター等教育機器の活用や電子黒板を利用した視覚的な指導など、指導方法の改善に努める。

基本的な生活習慣の確立や望ましい人間関係の形成等道徳的実践力を育成するため、学校の教育活動全体の中で、ボランティア体験や自然体験などの豊かな体験を通じた道徳指導の充実に努める。

(イ) 調和のとれた児童生徒の育成

基礎・基本の重視と自己教育力の育成に努め、時代の変化に柔軟に対応できる能力や豊かな心とたくましい体を備えた児童・生徒の育成を図る。

また、個性豊かで心身ともにたくましい思いやりのある児童生徒を育成するため、学校・家庭・地域社会の連携を密にしながら、心に届く生徒指導の充実に努め、いじめや不登校等に対処するため、教職員研修・教育相談及びスクールソーシャルワーカーの配置など家庭との連携の充実等を推進する。

(ウ) 教育環境の充実

児童・生徒の教育を行うにふさわしい環境づくりをめざし、校舎・体育館・プール及び教職員住宅などの学校施設等の計画的な整備・改修に努める。特に中学校については、平成22年4月1日をもって垂水中央中学校として統廃合されたこともあり、重点的な環境の充実に努める。

降灰対策の一環として、空調設備の検討も行わなければならない。

(エ) スクールバス運行委託等

市内4中学校が統廃合されたことに伴い旧垂水中学校学区以外の生徒の通学手段として、スクールバスを運行することとして通学に対し不均衡の是正を図る。

(オ) 学校給食

現在の垂水市立学校給食センターを中心として調理コストの最適化をはかりつつ、学校給食の安全・衛生管理の徹底を図る。

ウ 計画

スポーツ・レクリエーション活動の推進の末尾に掲載

(2) 社会教育の推進

ア 現況と問題点

科学技術の著しい発達や情報化の進展など社会環境が激変する時代にあつて、自由時間の増大や市民の価値観の変化、高学歴化や社会の成熟化など、社会の質的变化に伴い、市民の余暇充足意識、自己向上意欲、学習意欲など、生涯学習への関心が高まっている。

このような中で、本市では各地区公民館等において、様々な学習講座が開設され、多く

の市民が参加しているが多様な学習ニーズに応える施設や設備の充実が求められている。

また、現在の高齢者や女性を対象にしたものが中心である学習内容等を、就業者や若い女性でも関心を持てる講座メニューの開設や開設時間を工夫するなど、市民ニーズに的確に対応した学習環境の整備を進めることが必要である。年数を経た施設にあっては、建物の老朽化が進行し時代に即応した教育機器等の不備も多く、改築や改修の必要に迫られている。

さらに、家庭や地域社会の教育力の向上を図るためにも、社会教育関係団体の果たす役割はますます重要になっており、これら団体を育成するとともに指導者を養成・確保することが必要であるとともに、通勤圏の拡大やモータリゼーションの進展、情報化社会の到来に伴う市民の生活行動圏の拡大にあわせて、周辺市町との連携を強化して、学習活動の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

イ その対策

(ア) 生涯学習の推進

市民の主体的な学習意欲を高め、総合的かつ効果的に学習を推進するため、生涯学習推進体制の整備と利便性の高い生涯学習の拠点となる社会教育施設の整備充実を努める。

また、学校・家庭・地域社会が連携して身近なコミュニティ活動を推進し、教育環境や生活環境の改善を図り、地域社会の教育機能の活性化に努める。

(イ) 学習内容・機会の拡充

生涯の各時期にふさわしい学習機会を拡充しながら、市民の学習ニーズに対応し、各地区公民館を核として市民の誰もが主体的に学ぶことができる環境を充実させ、学びあう社会を構築する。また、図書館や文化会館、体育館及び学校施設等を生涯学習の場として活用することで、相互の連携がとれた有効活用を図る。

ウ 計画

スポーツ・レクリエーション活動の推進の末尾に掲載

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 現況と問題点

近年の科学技術の進展や経済の発展は、日常生活の中に物の豊かさや便利さをもたらした反面、人間の身体的活動機会の減少や人間相互の関係の希薄化等を生じさせたことが明らかになっている。一方で、健康の保持増進に対する関心が高まる中、余暇の増大やライフスタイルの多様化等により、健康の保持増進に対する関心が高まっており、人々は、心身のバランスのとれた健康を求めている。

スポーツ・レクリエーション活動には、健康・体力の保持・増進の他、友人や家族間の交流・ふれあいなど通じて連帯意識の高まりが期待されている。

本市においては、総合運動公園などのスポーツ施設は整ってきているが、施設の老朽化により人々の利用に支障を来し、施設利用者数も毎年減少しており、早急な改善整備が求められている。また、スポーツ合宿を核とした交流人口増加による地域経済の活性化を図るためにも施設の整備が急務と思われる。

スポーツ・レクリエーション活動を推進するためには、指導者の育成確保・コミュニティスポーツクラブの支援・設立の促進が必要である。

イ その対策

(ア) スポーツ・レクリエーション施設の整備充実

市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興や、スポーツ合宿で交流人口増加を推進するためにも施設の整備が急務であり、市民の健康の促進、軽スポーツの振興を図る。

また、本市の特徴を生かし、市民が「猿ヶ城溪谷 森の駅たるみず」の利用や錦江湾で気軽に遊び学べるようなレクリエーションについても検討していく。

(イ) スポーツ・レクリエーション活動の支援

市民が、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて継続的にスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現をめざす。

また、各種大会の開催や情報提供を行い、指導者の育成・確保にも努めながら、市民の健康とコミュニケーション活動を進めるため、ウォーキング等の軽スポーツやニュースポーツの普及を図る。

ウ 計画

以下のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	小学校外壁工事	市	
		垂水中央中学校大規模改造事業	市	
		垂水中央中学校耐震診断・耐震補強	市	
		協和小学校耐震補強	市	
		境小学校耐震補強	市	
		柗原小学校耐震補強	市	
		牛根小学校耐震補強	市	
		松ヶ崎小学校耐震補強	市	
		学校空調設備設置事業	市	
	屋内運動場	水之上小屋体改築設計・屋体改築	市	

	教職員住宅	垂水中央中プール改修事業	市	
		垂水中央中運動場整備事業	市	
		小学校プール改修工事	市	
		小学校運動場整備事業	市	
	スクールバス	教職員住宅建設	市	
		スクールバス運行委託等	市	
	その他	統合中学校備品購入費等	市	
	(3) 体育施設 体育施設	体育施設管理運営事業 (野球場防球ネット設置事業)	市	
		体育施設管理運営事業 (庭球場人工芝改修工事)	市	

8 地域文化の振興

(1) 地域文化

ア 現況と問題点

本来、文化とは、他から与えられるものではなく、地域の歴史と風土に根ざした市民の生活の中から生まれてくるものであり、市民の個性や創造性、心の豊かさが、個性的な文化を創り上げると言い換えることができる。

近年の所得水準の向上、自由時間の増大、ライフスタイルの多様化等に伴い、心の豊かさを求める市民の文化的欲求が一層高まってきており、今後ともこの傾向は継続するものと予想される。

本市においては、大隅地方の中心であったことをしのばせる様々な遺跡、洋画家の和田英作や軍艦マーチ作曲者の瀬戸口藤吉といった文化人の輩出など、多様な地域文化を有しており、これらの文化を継承していくと共に、新しい文化の興隆を目指すことが必要である。

また、本市には貴重な歴史資料や民俗資料が多数あるにも関わらず、完備された施設がないために、その整理・保存・展示等が十分になされていない状況である。特に、平成5年度末から、発掘された埋蔵文化財である柗原貝塚は学術的にも大変貴重な遺跡であり、国指定化を含むこれらの展示保存の仕方について早急に検討する必要がある。

文化会館は、平成5年4月にオープンし、以来数々の自主文化事業（講演・演劇・コンサート）、貸し館事業（各種発表会等）に利用され、芸術・文化活動の拠点としてその位置を高めてきている。

イ その対策

(ア) 文化基盤の拡充

文化団体の保護、育成により、郷土の伝統芸能等の保護をはかり、多様化する文化活動

の促進に努める。また、既存の施設の整備・充実を図りながら有効な利用法について検討し、市の文化事業の更なる発展に努める。

(イ) 文化交流活動の振興

県下の公立文化施設との交流を図りながら、文化会館を市の文化活動の拠点として、自主文化事業をより一層充実させるとともに、市民自らが参加し創造する文化活動を促進する。特に本市出身で、世界三大行進曲の一つに数えられる『軍艦マーチ』の作曲者である「瀬戸口藤吉」を顕彰して、平成 11 年度から開催されている「瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール」は、他に類を見ない行進曲だけのコンクールであり今後、全国的な事業に発展してきている。また、地区芸術祭活動等を充実させ他の市町村との広域的な文化交流活動の活性化に努める。

(ウ) 文化財の保存・活用

古くから伝わる歴史民俗文化財や埋蔵文化財が存在している現状の中、これらを保存・活用することにより市民の文化財に対する正しい認識と愛護思想の一層の普及高揚に努める。特に島津墓地については国指定に相当する文化財であるため指定に向け年次的に準備を進めていく。

ウ 計画

過疎地域自立促進特別事業の項の末尾に掲載

(2) 過疎地域自立促進特別事業

※瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール：郷土の先人、吹奏楽の原点である行進曲の父「瀬戸口藤吉翁」を顕彰し、コンクールを通して音楽文化の向上と日本の吹奏楽発展に寄与し、また生涯学習の視点から地域に根ざした音楽教育を目指す。

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興 施設等	文化会館整備事業	市	
		市立図書館整備事業	市	
		指定文化財・埋蔵文化財事業	市	
	(2) 過疎地域 自立促進特別事業	瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール	市	

9 集落の整備

ア 現況と問題点

本市における少子高齢化の進行に伴い、地域社会の維持が困難な地域も出現している。その対策として、若者をはじめとする定住化対策や生活環境など集落機能の維持、集落再編の支援等が必要になってきている。

少子高齢化が急速に進行する中、当市では第 4 次垂水市総合計画基本構想において、こ

れからの地域づくりの手法を定めている。

地域拠点地区における「地域振興計画」の策定のためには、それぞれの文化や歴史、社会資源を反映した地域の特性をそこに住む住民が理解し、地域の将来を考えていく必要があることから、地域性をふまえた計画づくりが求められる。

平成22年度において計画した大野地区「地域振興計画」策定を皮切りに、翌年度以降も各拠点地区の地域づくりリーダー等と連携した取り組みで、地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ「地域振興計画」づくりを行い、地域の特性を生かしたまちづくりを地域住民の手で進めていくこととしている。

イ その対策

地域社会の維持が困難な地域については、その対策としてこれまで集落再編の支援等を行い、振興会の統合が進められている。今後も、引き続き、支援等を行う。また、市内においても少子高齢化が特に進む地域において、子育て世代を対象とした定住促進のための住宅建設を計画し、活性化を図る。

併せて、集落等が行う自主的な活動への支援制度の構築を検討していく。

第4次垂水市総合計画は、多くの市民が参画して策定にあたった。また、垂水市と鹿児島大学間における包括協定に基づき、総合計画の策定段階から鹿児島大学公開講座を活用してきた。

「地域振興計画」づくりにおいても、鹿児島大学公開講座を活用することにより、この間の経験や大学の知見を生かすことができ、さらに、公開講座によりそれぞれの拠点地域にある特性の理解を深めることによって、拠点地域間の連携が生まれ、相乗効果による活性化も期待できる。

ウ 計画

以下のとおり定める。

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備	(3) その他	地域振興計画策定事業	市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) イベントの支援

ア 現況と問題点

本市は、温泉、錦江湾、山、溪谷、桜島の景観等、潜在的にはかなりの活用可能な観光資源等が多く残されているが、これらを十分活かしてきれていないのが現状である。

このため、市民自らが、自分達のまちのすばらしい自然景観や特産品のすばらしさを共通認識する必要がある。

地域の主体的な取り組みとして、6月には軍艦マーチの作曲家である瀬戸口藤吉翁を記念した吹奏楽のコンクールが開かれ、8月には海と温泉を活かしたまちづくりをテーマに「たるみずふれあいフェスタ夏祭り」を開催し、秋には、地域の農水産物や工業製品等を紹介する「たるみずふれあいフェスタ産業祭」が、1月には小学4年生以下のサッカー大会として県下でも有名なU（アンダー）-10 サッカー大会が開催されいづれも恒常的なイベン

トとして定着しつつある。

イ その対策

イベントの開催は、停滞しがちな町に勢いを与える効果があり、テレビや新聞等で取り上げられることからPR効果としても非常に大きいものがある。また、開催はいずれも市民との協働によるものであり、まちづくりへの住民の積極的な参加や地域振興の担い手となる人材の育成、地域間交流などについても期待されており、今後とも支援措置を講じていく。また、平成17年4月に開設した道の駅たるみずや平成22年4月に開設した「猿ヶ城溪谷 森の駅たるみず」、南部に整備予定の宮脇公園、長い海岸線を生かして整備を行う垂水市しおかぜ街道構想との連携を有機的に図りながら、より質の高いイベントを引き続き行っていく。

添付資料

事業計画（平成 22 年度～27 年度） 垂水市過疎地域自立促進特別事業分

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	雇用推進事業 商工関連イベント支援事業 ツーリズム推進事業 道の駅活性化事業	市 市 市 市	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	廃止路線代替バス運行補助金 事前予約型乗合タクシー運行負担金 「新たな難視聴地域(浦川内地区)」整備対策事業 橋梁長寿命化事業	市 協議会 任意組合 市	
3 生活環境の整備	(6) 過疎地域自立促進特別事業	住宅・建築物耐震等改修事業 公営住宅ストック総合改善事業 都市計画マスタープラン策定 浄化槽設置整備事業 垂水市清掃センター焼却設備解体事業 ゴミ分別業務委託	市 市 市 市 市 市	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	紙おむつ給付事業 訪問給食サービス事業	市 市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	在宅当番医制 病院群輪番制	市 市	
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール	市	